社会 · 援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日(木)

社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室

目 次

(重点事項)	頁
1 ホームレス対策について	1
(1) 平成23年度のホームレス対策事業について	
(2) 貧困・困窮者の「絆」再生事業について	
(3)ホームレスの実態に関する全国調査について	
2 生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)総合支援資金貸付について	
ア 貸付相談及び貸付中の事務の徹底について	
イ 運用の適正実施について	
ウ 相談支援体制の強化等について	
エー不正借入の防止について	
(2) その他 ア 高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る取扱いについて	
イ 会計検査院からの指摘について	
1 会前保重的が50月前に500元	
3 地域福祉の推進について	7
(1)安心生活創造事業について	
(2)日常生活自立支援事業について	
(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について	
(4) 社会福祉協議会との連携について	
(5) 民生委員について	
アー民生委員の一斉改選について	
イ 民生委員に対する個人情報の提供について ウ 国の出生機関改革と民生委員の委嘱事務について	
ウ 国の出先機関改革と民生委員の委嘱事務について	
4 消費生活協同組合の指導・監督について	1 2
(1)改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について	
(2)健全な運営の確保について	
(3)共済事業向けの総合的な監督指針の改正について	
(4)生協の子会社が行う業務の範囲について	
(5)会計基準の適用について	
(6) セーフティネット支援対策等事業費補助金(消費生活協同組合指導	
監督事業)の活用について	
(7)政治的中立の確保について (8)地域におはるための犯別について	
(8)地域における生協の役割について	

5	地方改善事業等について	1 7
(2	1)地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化と地方改善施設整備費補助金について 2)地方改善事業の実施について ア 隣保館運営事業等の推進について イ 隣保館の公平中立な運営について ウ 隣保館と関係部局、機関との連携について エ 隣保館職員の資質向上について オ 隣保館運営審議会について カ アイヌ生活向上関連施策事業について 3)人権課題に関する啓発等の推進について	
(連	絡事項)	
1	全国民生委員児童委員大会について	2 0
2	全国ボランティアフェスティバルについて	2 0
(参:	考資料)	
1	平成23年度地域福祉課予算(案)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
2	都道府県別のホームレス数	2 2
3	生活福祉資金の貸付実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
4	生活福祉資金 (総合支援資金) の貸付事務の徹底等について	2 8
5	高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付(教育支援資金) の取扱いについて ····································	2 9
6	地域福祉計画策定状況等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
7	民生委員に対する個人情報の提供状況等について	4 6
8	民生委員の一斉改選の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
9	共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3

重 点 事 項

1 ホームレス対策について

(1) 平成23年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年 法律第105号。以下「ホームレス自立支援法」という。)及び同法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成15年厚生労働省・国土交通省告示 第1号。以下「基本方針」という。)に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって 施策を総合的に推進してきたところである。

平成23年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体においては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体(以下「NPO等民間団体」という。)との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

(2) 貧困・困窮者の「絆」再生事業について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく 路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者が、地域社会で自立し、安定した生 活を営めるよう支援することが求められているところである。

このため、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日 閣議決定)に「貧困・困窮者の『絆』再生事業」(以下「絆事業」という。)が盛り込まれ、自治体とNPO等民間団体が連携し、いわゆるホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象として支援を行い、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図ることとしている。

この絆事業は、平成21年度第2次補正予算において都道府県に造成された「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策)」に積み増しを行い、各自治体が実施しているホームレス対策事業を拡充して行うこととしており、既に「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』等の一部改正について」(平成22年11月26日付け社援発1126第3号厚生労働省社会・援護局長通知)で周知しているところである。

具体的には、

① 現行のホームレス対策事業の対象者の拡大

現行のホームレス対策事業は、ホームレス及び不安定な就労関係にあり 定まった住居を喪失している者を対象としているが、ニート、ひきこもり等 地域で孤立した生活を営む者であり、支援がなければ路上生活などに陥る おそれのある生活困窮者まで対象を拡げる。

② NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を追加

NPO等民間団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を実施 していくため、都道府県が適切に事業を実施できると認めた民間団体が実施 する事業を追加する。

③ ホームレス自立支援センターの機能強化

ホームレス自立支援センターにおいて、個々の利用者の状況に応じたきめ 細やかな支援が可能となるよう、精神保健福祉士などの専門職の配置や生活 相談指導員の配置割合の規定を新たに加え、ホームレス自立支援センターの 機能強化を図る。

等により、ホームレスの方などの地域生活への復帰等を支援することとしている。 なお、上記②については、都道府県の判断により、他の制度の対象とならない支援であって、日常生活を送る上で自立のために必要なもの(急迫状況にある単身利用者や同居する家族等が高齢、疾病等の状況にあり実質的に家族の支援が期待できない利用者に対する家事、通院の支援などの生活援助)を提供する事業等も対象として差し支えないのでご留意願いたい。

ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、上記②のNPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を積極的に活用し、絆事業に取り組まれるようお願いしたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、ホームレス自立支援法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。

ホームレス自立支援法は平成24年8月に失効することになっており、今後のホームレス支援のあり方などについて検討する必要があることから、平成23年度においては、毎年実施している概数調査だけでなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査やNPO等民間団体、自治体ホームレス対策担当者に対する調査も予定しているところであり、平成23年度予算(案)においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、 本調査に対する御協力をお願いしたい。

2 生活福祉資金 (総合支援資金) 貸付制度について

(1)総合支援資金貸付について

総合支援資金については、平成21年10月の緊急雇用対策の一環として、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方の生活の建て直しを支援するためのセーフティネット施策として創設されたものである。これまでの各都道府県及び社会福祉協議会のご理解、ご協力に感謝申し上げるとともに、下記に掲げる留意点を踏まえ、引き続きその機能・役割が十分果たされるようにご協力願いたい。

ア 貸付相談及び貸付中の事務の徹底について

総合支援資金は、自立支援と債権管理の両面があることから、下記の基本的な 貸付事務については、各社会福祉協議会においても創意、工夫され実施されてい るところであるが、徹底をお願いする。

- 貸付の相談に当たっては、借入申込者が作成する自立計画について「何を、いつまでに、どの程度までにするのか」等具体的な意思確認を行い、償還計画及び償還見込みの確認、必要な相談、助言支援を行うこと。
- 貸付期間中においても、借受人と定期的に面談を行い、自立に向けた取組 みの状況及び生活状況について確認し、必要な相談支援を継続的に行うこと。

また、これを貸付の利用者側と利用者を支援する側という視点で整理すると、 下記のとおりとなるので、ご留意願いたい。

「利用者側〕

- 自立に向けた取組み
 - 自立計画書の提示による意思表示
 - ・ 自立計画に基づいた活動及び進捗状況の社会福祉協議会への報告

「支援側]

- 自立支援の充実
 - ・ 社会福祉協議会としての総合相談機能の活用
 - ・ 関係機関(ハローワークや住宅手当実施機関、日本司法支援センター 等)との連携
 - 他施策(貧困・困窮者の「絆」再生事業 [NPO等民間支援団体による支援]等)の活用

○ 債権管理の徹底

・ 自立に向けた取り組みの状況及び生活状況を確認のうえ貸付金の送金 を行うとともに貸付終了後における自立計画の進捗状況の確認等の実施

イ 運用の適正実施について

総合支援資金貸付については、自立支援及び債権管理のあり方について、関係 各方面等よりご意見をいただいているところであり、また、貸付限度額及び償還 期間の上限を示したうえで、各都道府県(社会福祉協議会)の運用により行って きたところであるが、今後、貸付条件の運用の目安について示すなど、より適正 化に資するための所要の措置を講ずることを検討している。

これに関しては、各都道府県に対して、管内社会福祉協議会における現在の運用状況などについて実態調査をお願いすることになるのでご協力願いたい。調査 内容の詳細については追ってご連絡させて頂くこととしている。

なお、平成23年4月より各都道府県社会福祉協議会が「生活福祉資金貸付業務システム」を稼働させる予定である。各都道府県におかれては、生活福祉資金の実態把握を行う際には有効活用されたい。

ウ 相談支援体制の強化等について

窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する経費については、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策)において措置しているところであるが、平成22年度補正予算において、同基金の事業実施期間を平成23年度末まで一年間延長し、延長による必要な経費(平成23年度分)を追加交付したところである。総合支援資金に関する総合相談は、懇切丁寧な接遇を必要とし、多大な業務量となるため、市区町村社会福祉協議会の実情をよく把握した上で有効活用されたい。

なお、総合支援資金貸付を含む生活福祉資金貸付の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費及びその他償還対策に必要な経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金による補助(補助率1/2)を行っているところである。

昨年度より貸付件数が増加していることもあり、貸付事務費の増額が見込まれることから、各都道府県におかれても所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

エ 不正借入の防止について

最近、失業者等を支援する公的制度を不正に利用する事例が報道されているところであるが、生活福祉資金貸付事業においては、「生活福祉資金の適正な貸付の実施について」(平成22年8月6日付け社援地発0806第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)により、必要な対策を講じるようお願いしているところである。

不正が疑われる借入申込に関しては、現地調査や警察及び住宅手当実施機関等 関係機関との連携による入念な確認を行い、また、毎月の送金時に状況確認(居 所確認)を行う等、引き続き不正借入防止対策の推進に努められたい。

また、不正借入事案については、警察等捜査機関への告訴・告発や捜査への協力を行うなど厳正な対応を行っていただきたい。

(2) その他

ア 高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る取扱いについて

昨年(平成22年)2月、高校生が授業料等を滞納しているために卒業できないという、いわゆる「卒業クライシス」問題に対して、教育支援資金の特例的な取扱いを行ったところである。

今年については、これまでの状況を注視してきたが、厳しい経済情勢を踏まえ、 今年度においても特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けること を可能とする通知を平成23年2月4日に発出したところである。ついては、本 貸付を必要とする世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課 及び私立学校主管課と連携して周知を図られたい。

イ 会計検査院からの指摘について

会計検査院より、平成22年10月20日付で通知された処置要求において、「生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること」とされたところである。

また、生活保護の実施にあたっては、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても活用することが前提となっており、「不動産担保型資金等の事務手続きをより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を防止等すること」、「事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること」とされたところである。

ついては、本指摘の内容について、管内の社会福祉協議会に対して周知願うと ともに、生活保護受給者が年金受給権を取得するための福祉資金及び要保護世帯 向け不動産担保型生活資金の活用にあたっては、上記の会計検査院の指摘も踏ま えつつ、生活保護の実施機関と十分連携のうえ適切に対応されたい。

3 地域福祉の推進について

昨年夏に生じた、いわゆる所在不明高齢者問題や猛暑による熱中症問題等の地域 社会における問題に対応するためには、地域住民が孤立しないよう、見守り機能を 強化し、地域社会で支え合い、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができ る社会をつくることが重要である。

このような社会を構築するためには、地域福祉の推進が必要であり、地域福祉計画の策定を始め、日常生活自立支援事業、社会福祉協議会、民生委員等の既存の制度の更なる推進とともに、後述の安心生活創造事業による地域での新たな支え合いの仕組みの構築に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 安心生活創造事業について

近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が特に求められており、地域ケア体制整備構想の推進など、公的サービスと制度外の生活支援サービスが包括的に提供がされる取組がなされている。こうした取組の一環として、厚生労働省では、平成21年度から、単身世帯などへの「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行う「安心生活創造事業」を創設し、実施してきたところである。本事業は、

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

といった事業の3原則を前提として、厚生労働省が選定した58の地域福祉推進市町村が、平成23年度まで実施するモデル事業となっており、上記の3原則に基づき、例えば、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員等と連携した見守り活動や、商店街、生協、宅配事業者等と連携して日用品の配達サービスを実施する買い物支援等、様々な取り組みを実施していただいているところである。

このような地域福祉推進市町村の取組状況については、市町村の作成した資料を 厚生労働省のホームページに掲載しているので、各市区町村における基盤支援の充 実の参考にして頂くよう、管内市区町村に周知をお願いする。

厚生労働省ホームページ「安心生活創造事業」のURL http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/anshin-seikatu.html

また、本事業の評価・検証を行うため、社会・援護局に「安心生活創造事業推進 検討会」を設置し、平成21年度と22年度で実施した、基盤支援を必要とする 人々とそのニーズの漏れない把握、過疎地域などにおける新たな担い手の育成及び 見守り・買い物支援等の成果と課題を整理しているところである。本検討会では、 今後も引き続き、総合相談、権利擁護、基盤支援、地域の自主財源づくり等の観点 から評価・検討を行うとともに、平成23年度末にまとめを行い、その結果を踏ま え、本事業の成果を全国に普及させるための成果物の作成や全国的な仕組みづくり を行っていく予定である。

なお、厚生労働省では、安心生活創造事業の取組を参考にして、孤立死の予防や 災害時の要援護者の支援等のための見守り活動の促進や拠点整備に取り組む場合に は、「地域福祉等推進特別支援事業」として補助することも可能としているので、 必要に応じてこの事業を活用した地域福祉の推進に取り組んで頂くよう、管内市町 村に周知いただきたい。

(2) 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な人に対し、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援する事業である。都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、市町村社会福祉協議会等に一部委託して実施されている。主な援助内容は、①福祉サービス利用援助、②苦情解決制度の利用援助、③住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び行政手続きに関する援助等であり、これら①~③に伴う援助として、日常的金銭管理や定期的な訪問による生活変化の察知等の支援を行っている。

今後、単身世帯の増加とともに、認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分なため日常的な金銭管理を一人では行うことが困難であり、利用できる福祉サービスがあってもそれを活用できない者が生じてしまうことは、極めて大きな問題であり、このような方々の地域での生活を支える本事業の普及は喫緊の課題である。

さらに、本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」(平成20年3月)の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書(平成20年7月)において指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成22年度予算において、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。

本事業の実施状況をみると、各自治体において大きく差が生じているが、本事業の普及が不十分であれば、消費者被害や経済的虐待も増加し、サービスが利用できないことによる健康状態の悪化など、高齢者や障害者が地域で安心した生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

都道府県・指定都市におかれては、このような本事業の重要性を考慮いただき、 基幹的社会福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を 図るための財源措置などについて積極的に対応願いたい。

(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

昨年夏のいわゆる所在不明高齢者問題に関連して、7月末時点の計画の策定状況 に関する調査をお願いしたところである。

その調査の結果、市町村地域福祉計画については、策定済みの市区町村が、昨年3月末の850か所(48.5%)から7月末の855か所(48.8%)と増加し、また策定予定の市区町村が30か所増加していたところであるが、町村における計画策定率は31.5%であり、市区部の69.1%と比べて低い状況であった。一方、都道府県地域福祉支援計画については、7月末時点で37道府県において策定済みであるが、10都県が未策定である。計画の策定は各自治体の判断に委ねられているものではあるが、地域福祉を推進するために、積極的な計画策定をお願いしたい。

厚生労働省では、本調査などによって得られた地方自治体の状況を踏まえ、特に 小規模な市町村を中心に、厚生労働省のホームページに優良事例を掲載しているの で、計画の策定に当たって参考にしていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。 また、地域福祉計画などの策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取 組状況を把握させていただいているところであり、本年度もご協力願いたい。併せ て、当該調査の結果については公表することとしているのでご了知願いたい。

(4) 社会福祉協議会との連携について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や 孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となって いる。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り 組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はます ます大きくなっている。各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携に より、地域福祉活動の一層の促進をお願いしたい。

なお、市区町村社会福祉協議会が行う結婚相談事業における基本的人権の尊重及 びプライバシーの保護の徹底については、これまでも各自治体において管内の社会 福祉協議会に対して、不適切な事例が発生しないよう指導をお願いしてきたところ であるが、引き続き管内の社会福祉協議会に対する指導をお願いしたい。

(5) 民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年12月1日に一斉改選を行ったところであるが、その際、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げる。今回の一斉改選により、定数は233,905人、委嘱数は228,550人となり、前回(平成19年)の一斉改選と比較すると、定数は1,802人、委嘱数は1,266人増加している。定数に対する委嘱数の割合(充足率)は97.7%であり、前回(97.9%)とほぼ同水準となっている。

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、 自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人等多方面から幅広く推薦 を得ることなどにより、引き続き人材の確保に努めていただきたい。

イ 民生委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者などへの虐待や孤立死の問題等、地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割は、ますます大きくなっているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方などにより、要援護者の情報が民生委員に適切に提供されていないとの声がある。厚生労働省では、昨年9月に市区町村の個人情報の提供状況に関する抽出調査を実施したところであるが、調査対象市区町村の約半数が「高齢者(65歳以上)単身世帯」であるとの情報を提供してないことが明らかになった。

もとより、民生委員の立場は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条 3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法(昭和23年法律第198号) 第15条において守秘義務が規定されており、また、民生委員に対する個人情報 の取り扱いについては、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円 滑な実施について」(平成19年8月10日付け社援地発第0810001号厚生労働省社会 ・援護局地域福祉課長通知等)において、日頃から民生委員児童委員などの関係 機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、 支援を行っていくことが必要である旨の通知がされているところである。

個人情報の取り扱いについては、民生委員による情報漏洩などの事案も報告されることもあるが、民生委員の役割の重要性に鑑み、都道府県等が実施する研修の場において、個人情報に対する意識の向上や取扱いの留意点等について重点的に指導していただき、各民生委員が、情報漏洩等により住民の信頼を失うことがなく適切に活動できるよう、ご協力をお願いしたい。特に、今回の一斉改選で初めて民生委員となった方々も多いものと推定されるが、このような新任の民生委員が職務に不安を抱くことなく適切にその役割を果たすことができるよう、個人情報の取り扱いを含め、民生委員の役割や関係機関との連携等の必要な事項について、研修の場で適切にご指導いただくようお願いする。

なお、今後、厚生労働省としても、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、提供する予定であるので、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう助言を行っていただきたい。

ウ 国の出先機関改革と民生委員の委嘱事務について

民生委員の委嘱事務については、全国知事会における「国の出先機関原則廃止 PT」において「地方移管する事務」に仕分けされているが、厚生労働省として は、先般の第8回地域主権戦略会議において、大臣委嘱を維持すべきとの見解を 示したところである(下記参照)。なお、同会議が策定した「アクションプラン 〜出先機関の原則廃止に向けて〜」が平成22年12月28日に閣議決定され、 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進することとされたと ころであるが、民生委員の委嘱事務については当該プランでは触れられていない ので、ご了知願いたい。

(参 老)

第8回地域主権戦略会議(平成22年11月29日)提出資料 『「自己仕分け」の再検討結果(各府省提出資料)』(抜粋)

- 2. 再検討の結果、下記については地方の要望があることを踏まえ、引き続き地方と協議していくこととする。
 - → 「民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名」については、「国の出先機関原則廃止PT」において「地方移管」とされているが、当事者団体からは、無報酬である民生委員・児童委員の使命感や責任感の醸成に当たっては厚生労働大臣による委嘱こそが有意義であるとの見解が示されていることも踏まえ、国に残した上で、地方自治体の推薦手続に係る事務負担の徹底的な軽減等について、引き続き地方と協議していくこととする。

4 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。)改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す 比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置 を規定(生協法第50条の5等)
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額(最低出資金)を規定(生協法第54条の2等)
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける 必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限(兼業 規制) (生協法第10条第3項等)

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・ 法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。)及び消費生 活協同組合法施行規程(平成20年厚生労働省告示第139号)を改正し、健全性 の基準及びその計算方法を定め、平成22年1月29日に公布したところである。

健全性の基準については、本件の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本件により定められた計算方法による支払余力比率を算出することとなっているが、契約者などへの十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向なども見極めつつ、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けること
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として 適用すること

を基本とすることとした。

各都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、 上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

消費生活協同組合の指導・監督(共済事業における規制の対応)

生協法改正

平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

今後のスケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3月期末決算から・・・・ 支払余力比率の算出
- ・平成24年3月期末決算(※)から・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載する こと及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・平成25年3月期末決算(※)から・・ 早期是正措置の指標として適用
 - (※) 導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

【最低出資金規制·兼業規制】

・平成25年4月から適用

所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、 上記の今後のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことが必要。

(2) 健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務 は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、昨 年報道された不祥事案も踏まえ、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、 以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 役員退職慰労金の支給に当たっての適正性の確保
- ② 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理 態勢の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ④ 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合にお ける組合及び組合員管理の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合にお ける経営の健全化

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、ご判断願いたい。

(3) 共済事業向けの総合的な監督指針の改正について

本年1月、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、①共済代理店における組合加入手続及び②被共済者年齢の撤廃等の改正を行ったところである。

①については、利用者の利便性を向上させる観点から共済代理店で行う組合加入手続きのうち「取次ぎ」行為を認めるものであるが、「取次ぎ」行為は非組合員の要請に基づく行為であり、能動的に共済代理店が募集を行うことを認めるものではない。また、②については、共済期間が10年を超える定期共済について、従来、被共済者年齢が80歳までとされていたが、平均寿命の高齢化や他業態での扱いも踏まえて当該制限を撤廃することとしたものであり、共済事業を実施する組合を所管している都道府県におかれては、監督業務において活用されたい。(参考資料: P53参照)

(4) 生協の子会社が行う業務の範囲について

生協の子会社が行う業務の範囲は、共済事業実施組合については生協法改正後、 同法第53条の16及び第53条の18において、従属業務及び関連業務に限定されており、具体的には生協法施行規則第222条及び第227条においてその業務 内容が定められているところである。

当該規定については、平成20年9月末までに行政庁へ届け出た場合は平成25年3月末までは適用されないが、それ以降は適用されるため、都道府県においてもその旨留意し、監督・検査業務に当たられるようお願いしたい。また、届出を行っていない組合については当該規定が既に適用されているため、規定に違反している場合は、指導方よろしくお願いしたい。

加えて、共済事業実施組合以外の組合も含め、組合の子会社の設立については、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」(昭和62年6月30日付け社生第77号厚生省社会局生活課長通知、平成3年11月7日付け社生第124号厚生省社会局長通知)により、組合の本来業務の円滑な実施のためにやむを得ない場合に限定されること、また、組合が全額出資する子会社については、その組合員もしくは会員以外を対象とした事業活動は認められない旨示されているところであるので、併せて指導方お願いしたい。

(5) 会計基準の適用について

生協法の改正により、農協法等に基づく開示と同様の開示が生協についても求められることとなり、生協の会計についても、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行をしん酌」しなければならないこととなったが、経過措置として、①退職給付に係る会計基準、②固定資産の減損に係る会計基準、③金融商品に関する会計基準及び④税効果に係る会計基準については、改正法施行後、平成22年3月31日までの間に開始する事業年度までの間は、適用しないことができることとされていたところである。

平成22年4月1日以降に開始する事業年度からは、生協の会計にこれらの会計 基準も適用されることとなることから、改めて生協法施行規則及び「消費生活協同 組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」 (平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 通知)を参照していただき、所管組合に対する監督・検査業務に当たられるようお 願いしたい。

(6) セーフティネット支援対策等事業費補助金(消費生活協同組合指導監督事業)の 活用について

平成23年度予算(案)においては、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」(補助率1/2)を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組を願いたい。

特に、共済事業実施組合を所管している都道府県におかれては、(1)に述べた 規制に対応できるよう、組合の財務状況を適切に把握しておく必要がある。また、 共済事業実施組合以外の組合を所管する都道府県におかれても(5)の会計基準の 適用に対応できるよう、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得 た上で、組合の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(7) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(8) 地域における生協の役割について

地域における生協の役割については、生協が一定の地域又は職域による人と人と のつながりによる組織であることから、従来より地域社会への貢献が求められてい る。加えて、昨今、単身世帯の増加等による孤立や高齢者等の買い物弱者問題が報 道される中、生協がこれらの買い物弱者に対して見守り・買い物支援を積極的に行 うことが期待されるところである。

具体的には、自治体との協働を積極的に行い、従来の宅配事業の充実のほか、 地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、移動車両による食品の提供 等を積極的に行うことが期待される。

経営状況が厳しい組合もあるが、生協の期待される役割を踏まえ、各都道府県に おいても、所管生協が可能な限り、見守り・買い物支援に積極的に取り組むよう、 所管生協と地域における生協の役割について意見交換を行う等、必要な指導をお願 いしたい。

5 地方改善事業等について

(1) 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化と地方改善施設整 備費補助金について

昨年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議(事務局:内閣府地域主権戦略室)において、現行の補助金、交付金(平成23年度は、施設整備費など「投資」に係る補助金、交付金が対象)について検討されてきたところである。

地方改善施設整備費補助金についても一括交付金の対象とされているところであるが、施策の緊要性を判断し、直ちに交付金化するのではなく、一定の期間(3~5年)を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する「特定補助金」として取り扱うよう要請してきたところである。

平成23年度予算(案)においては、本整備費補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれては、引き続き、当課に御協議いただき、必要な隣保館などの改築、修繕等を進めていただきたい。

(2) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申(平成8年5月)及びこれを踏まえた閣議決定(同年7月)に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知)に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会、経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

また、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

ウ 隣保館と関係部局、機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

エ 隣保館職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

オ 隣保館運営審議会について

「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知)を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

カ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次)」(平成21年度から平成27年度までの7年間)に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」及び同会議の下に作業部会(①民族共生の象徴となる空間作業部会、②北海道外アイヌの生活実態調査作業部会)が開催されているところであり、②に関しては、本年1月に北海道外アイヌの生活実態に関する調査が行われ、今後、調査結果が取りまとめられる予定であるのでご了知願いたい。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。なお、一昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報を扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村などに対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これ、 は調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるとこ ろが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成23年度の全国民生委員児童委員大会は、青森県において開催することとしているので、ご了知願うとともに、管内市町村等への周知をお願いする。

平成23年度第80回全国民生委員児童委員大会

○ 開催日:10月27日(木)~28日(金)

○ 会場:青い森アリーナ 他 (青森市)

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成23年度の全国ボランティアフェスティバルは、東京都で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いする。

第20回全国ボランティアフェスティバルTOKYO

○ 開催日:11月12日(土)~13日(日)

○ 会場:両国国技館他 (東京都)

参考資料

平成23年度予算(案)の概要

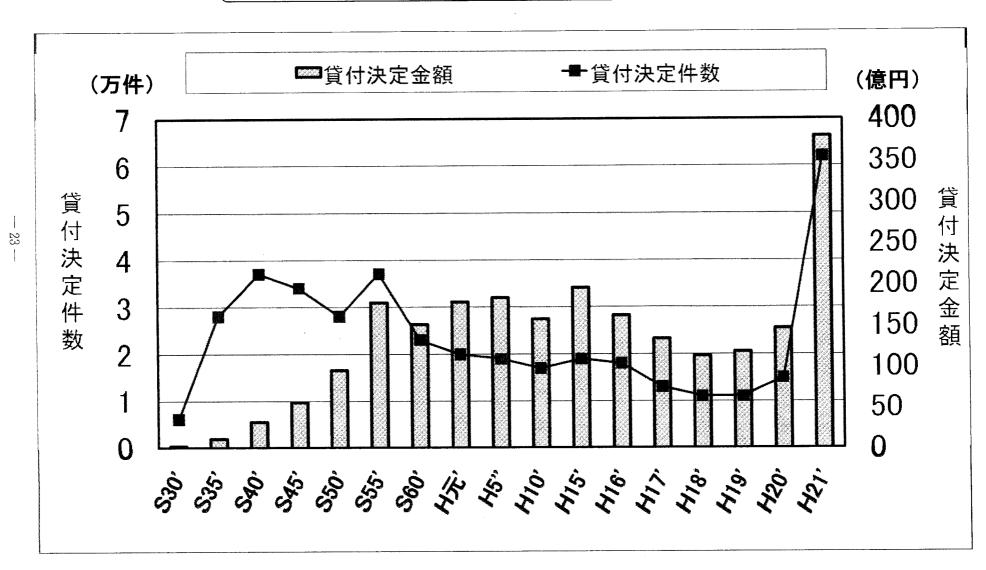
社会·援護局地域福祉課

r	TT # 00 /= #-	ᄑᅷᅆᄹᇠ	* =-1	位云"按硬向吧块佃口
	平成22年度	平成23年度	差引	備考
		予算額(案)	增 △ 減 額	
1 ホームレス等貧困・困窮 者の「絆」再生事業関係	千円	千円	千円	〇 ホームレス対策事業の拡充 ・現行のホームレス対策事業の対象者拡大 ・NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業 ・ホームレス自立支援センターの機能強化 等 「今考〉 平成22年度補正予算 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により緊急雇用創出基金の積み増しを行う ・貧困・困窮者「絆」再生事業 100億円
2 地域福祉增進事業関係 ·安心生活創造事業 ·地域福祉等推進特別支援事業 ·日常生活自立支援事業 ·民生委員·児童委員研修事業 ·生活福祉資金貸付事業 ·消費生活協同組合指導監督事業		-ィネット支援茨 補助金(統合者		〈参考〉 平成22年度補正予算 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に より緊急雇用創出基金の積み増しを行う ・生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備 500億円
3 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	6,138,435 1,104,000 5,034,435	5,583,371 927,000 4,656,371	177,000	
4 全国社会福祉協議会 活動の推進関係	90,442	75,971	▲ 14,471	・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援 等
5 ホームレス全国概数調査 に係る経費関係	22,834	139,175	116,341	○ ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者にす る生活実態調査 等
6 その他(旧本省費等)	66,064	17,995	▲ 48,069	
	0.043.775	E 010 E10	A 501.000	
合 計	6,317,775	5,816,512	▲ 501,263	·

2 都道府県別のホームレス数

都道府県名	2 2 年 調 査			21 年	15 年	22-21	22-15	
]	男	女	不明	計	調査	調査	増△減	増△減
北海道	81	9	8	98	124	142	△ 26	△ 44
青 森 県	3	0	2	5	8	16	△ 3	△ 11
岩手県	13	0	2	15	21	18	△ 6	△ 3
宮城県	112	5	2	119	140	222	△ 21	△ 103
秋 田 県	12	0	0	12	15	13	△ 3	Δ 1
山 形 県	7	0	0	_ 7	18	24	Δ 11	△ 17
福島県	19	1	2	22	20	43	2	△ 21
茨 城 県	47	7	6	60	62	130	Δ 2	△ 70
栃木県	58	4	1	63	74	134	Δ 11	△ 71
群 馬 県	96	10	4	110	98	87	12	23
埼玉県	534	15	43	592	622	829	△ 30	△ 237
千 葉 県	478	21	11	510	503	668	7	△ 158
東京都	3, 052	73	0	3, 125	3, 428	6, 361	△ 303	△ 3, 236
神奈川県	1, 755	33	26	1, 814	1, 804	1, 928	10	△ 114
新潟県	22	1	0	23	39	74	△ 16	△ 51
富山県	23	1	0	24	32	24	△ 8	0
石川県	17	0	0	17	24	22	Δ 7	△ 5
福井県	5	0	0	5	28	24	△ 23	△ 19
山梨県	24	0	12	36	38	51	△ 2	△ 15
長 野 県	14	0	0	14	13	37	1	△ 23
岐阜県	40	7	. 0	47	74	86_	△ 27	△ 39
静岡県	200	13	27	240	297	465	△ 57	△ 225
愛 知 県	583	20	144	747	929	2, 121	△ 182	△ 1,374
三重県	45	2	8	55	61	46	Δ 6	9
滋賀県	10	0	4	14	18	57	△ 4	△ 43
京都府	231	10	54	295	353	660	△ 58	△ 365
大 阪 府	3, 246	71	21	3, 338	4, 302	7, 757	△ 964	△ 4, 419
兵 庫 県	386	13	20	419	533	947	△ 114	△ 528
奈 良 県	10	1	0	11	14	14	∆ 3	△ 3
和歌山県	27	1	1	29	56	90	△ 27	△ 61
鳥取県	1	0	0	1	3	13	△ 2 △ 3	△ 12 △ 3
島根県	1	0	0	1	4	4		
岡山県	48	0	9	57	75	65	△ 18	△ 8
広島県	96	9	1	106	154	231	△ 48 △ 2	△ 125 △ 24
山口県	8	0	1	9	11	33	△ 2 △ 4	$\Delta \frac{24}{\Delta}$
徳島県	4	0	0	4 28	8 27	14 46	1	△ 18
香川県	15	3	11	37	38	85	Δ 1	△ 48
愛 媛 県 高 知 県	34	1	0	5	14	23	△ 9	△ 18
	560	26	28	614	1, 237	1, 187	△ 623	△ 573
<u>福 岡 県</u> 佐 賀 県	35	1	20	38	39	41	△ 023	\triangle 3
長崎県	13	1	1	15	13	41	2	△ 26
熊 本 県	62	4	10	76	73	124	3	△ 48
大 分 県	25	4	3	32	38	39	Δ 6	
宮崎県	35	2	3	40	31	22	9	18
鹿児島県	36	1	6	43	57	80	Δ 14	<u>△</u> 37
沖縄県	126	12	14	152	189	158	△ 37	Δ 6
	12, 253	384	487	13, 124	15, 759	25, 296	△ 2, 635	△ 12, 172
合 計	12, 200	J04	407	10, 14	10, 100	20, 230		

(1) 生活福祉資金の貸付決定状況の推移



(2) 生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

〇資金種類別(H17年度~H21年度)

	May A 155 sket	H17		H18		H19		H20		H21	
	資金種類	件数	金額								
	福祉費等	2,513 件	22.9 億円	2,104 件	18.6 億円	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円
	緊急小口資金	1,560 件	0.8 億円	1,174 件	0.6 億円	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円
2	教育支援資金	7,163 件	64.3 億円	6,664 件	58.2 億円	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円
	総合支援資金(H21.10~)									26,353 件	178.7 億円
	離職者支援資金(~H21.9)	1,303 件	18.3 億円	969 件	13.9 億円	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円
	不動産担保型生活資金	142 件	28.2 億円	123 件	21.4 億円	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (H19.4~)					135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円
	計	12,681 件	134.4 億円	11,034 件	112.6 億円	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円

[※] 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(3) 生活福祉資金の都道府県別貸付決定件数及び金額

		平成2	O年度	平成21年度			
NO.	都道府県	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)		
1	 北海道	1,056	921, 400	1, 841	1, 436, 672		
2	青森県	193	267, 708	866	522, 505		
3	岩手県	482	437, 833	1, 502	1, 062, 956		
4	宮城県	92	115, 550	573	336, 309		
5	秋田県	302	321, 147	630	543, 030		
6	山形県	246	262, 580	885	491, 536		
7	福島県	353	172, 753	1, 256	498, 837		
8	茨城県	207	172, 399	690	322, 788		
9	板木県	106	129, 579	586	507, 643		
10	群馬県	75	103, 002	624	287, 379		
11	埼玉県	113	254, 418	1, 888	1, 074, 247		
12		362	413, 590	3, 110	2, 214, 578		
13	東京都	2, 076	2, 366, 764	7, 827	5, 391, 430		
		481	438, 865	2, 367	1, 286, 636		
14	神奈川県 新潟県	463	203, 342	967	515, 390		
15		82	29, 282	560	195, 271		
16	富山県	168	81, 148	1, 131	499, 363		
17	石川県	94	58, 648	351	186, 293		
18	福井県	12	7, 826	144	52, 266		
19	山梨県		168, 480	1, 004	375, 959		
20	長野県	322	118, 106	859	323, 036		
21	岐阜県	213	133, 191	2, 569	890, 057		
22	静岡県	153	268, 760	2, 250	1, 303, 480		
23	愛知県	327		889	475, 190		
24	三重県	168	151, 222	1, 404	913, 698		
25	滋賀県	136	167, 376	1, 888	1, 009, 323		
26	京都府	883	506, 766	6, 526	5, 597, 011		
27	大阪府	2, 093	2, 786, 530	4, 312	3, 254, 148		
28	兵庫県	584	585, 403	\	527, 343		
29	奈良県	446	341, 002	740	95, 397		
30	和歌山県	15	67, 569	180	96, 602		
31	鳥取県	25	21, 288	220	163, 327		
32	島根県	131	110, 233	271			
33	岡山県	63	50, 488	259	136, 118		
34	広島県	188	222, 573	1, 020	588, 611		
35	山口県	76	51, 904	493	170, 160		
36	徳島県	89	146, 197	290	218, 387		
37	香川県	27	36, 966	573	261, 735		
38	愛媛県	156	128, 471	394	160, 413		
39	高知県	67	79, 512	491	275, 621		
40	福岡県	575	688, 576	2, 877	1, 611, 952		
41	佐賀県	9	8, 339	73	35, 133		
42	長崎県	528	376, 486	838	554, 529		
43	熊本県	65	73, 207	499	198, 669		
44	大分県	116	103, 774	712	253, 815		
45	宮崎県	93	104, 037	554	394, 014		
46	鹿児島県	93	98, 169	332	109, 256		
47	沖縄県	261	209, 543	1, 213	498, 296		
_	合 計	14, 865	14, 562, 002	61, 528	37, 916, 409		

(4) 総合支援資金貸付状況(速報値)

		貸付決定者	数(人)						
No.	都道府県名	22.2.7.7.2.11			うち直近らり	月の貸付状況	<u> </u>		累計貸付決定額
	HEVENIA VI H	(累計)	H22.7月	H22.8月	H22.9月	H22.10月	H22.11月	H22.12月	(千円)
1	北海道	1,373	102	80	80	38	52	47	1,345,460
2	青森県	425	34	36	18	21	18	29	374,152
3	岩手県	518	35	34	21	32	23	28	563,312
4	宮城県	212	6	17	13	10	8	7	176,464
5	秋田県	379	31	27	. 17	25	18	22	309,101
6	山形県	195	17	10	10	4	10	12	98,332
7	福島県	736	48	39	29	30	21	29	653,891
8	茨城県	672	57	52	54	56	37	62	465,622
9	栃木県	397	18	15	17	10	8	7	469,676
10	群馬県	482	40	41	29	29	23	21	319,577
11	埼玉県	1,943	138	153	108	116	84	104	1,764,548
12	千葉県	2,937	285	220	198	114	159	113	2,644,343
13	東京都	4,372	270	246	182	165	135	117	4,335,957
14	神奈川県	1,822	131	93	83	87	78	80	1,539,644
15	新潟県	473	39	24	23	18	20	22	514,951
16	富山県	226	8	5	6	10	6	10	223,652
17	石川県	660	55	26	_31	30	27	32	854,741
18	福井県	183	6	9	7	3	5	4	152,988
19	山梨県	56	3	3	2	0	1	0	37,125
20	長野県	426	23	20	10	12	6	10	168,553
21	岐阜県	493	35	27	24	23	18	19	352,715
22	静岡県	2,227	143	160	129	90	113	86	791,466
23	愛知県	2,395	224	105	82	71	59	51	1,550,933
24	三重県	616	41	34	32	18	17	14	545,608
25	滋賀県	757	38	42	21	20	29	26	1,124,776
26	京都府	1,362	93	95	86	77	74	84	1,464,957
27	大阪府	6,209	465	407	218	245	247	169	5,797,894
28	兵庫県	4,443	333	258	231	203	155	135	4,398,313
29	奈良県	239	6	13	8	4	8	4	212,070
30	和歌山県	143	5	2	3	5	6	7	59,150
31	鳥取県	160	13	10	7	7	5	4	125,136
32	島根県	59	3	2	1	1	2	0	34,404
33	岡山県	86	4	2	2	1	0	0	58,476
34	広島県	481	35	34	25	16	11	17	562,975
35	山口県	328	21	20	12	10	12	5	126,041
36	徳島県	107	9	10	3	3	0	5	72,189
37	香川県	310	16	18	8	12	12	10	290,974
38	愛媛県	102	5	7	7	5	6	0	69,445
39	高知県	184	8	13	14	3	117	6	119,032
40	福岡県	2,514	175	213	154	116	117	129	1,561,352
41	佐賀県	40	0	3	1	2	4	8	12,341
42	長崎県	311	26	20	8	9	7		120,069
43	熊本県	396	34	39	24	20	17	15 l	252,177
44	大分県	316	17	14	12	11	12		217,889
45	宮崎県	434	32	16	23	22	35	27	382,565
46	鹿児島県	75	6	9	5	6	<u>2</u> 47	39	54,653
47	沖縄県	864	91	75	57	1 976			322,282
	合計	44,138	3,224	2,798	2,135	1,876	1,759	1,628	37,691,994

[※]この数値は今後変動する可能性がある。

(5) 臨時特例つなぎ資金貸付状況(速報値)

		累計貸付決定額							
No.	都道府県名				うち直近6月	の貸付状況			(千円)
		(累計)	H22.7月	H22.8月	H22.9月	H22.10月	H22.11月	H22.12月	
1	北海道	235	19	10	10	7	12	3	22,453
2	青森県	11	0	0	1	1	1	1	1,100
3	岩手県	10	0	0	0	0	0	0	574
4	宮城県	44	0	0	3	2	0	0	4,313
5	秋田県	12	2	0	1	0	0	0	1,190
6	山形県	10	1	2	0	0	0	0	785
7	福島県	125	13	6	6	5	4	11	11,040
8	茨城県	85	7	3	9	2	3	5	7,611
9	栃木県	126	9	7	7	9	6	5	12,595
10	群馬県	96	4	5	1	7	6	1	4,520
11	埼玉県	353	31	19	18	13	16	19	32,669
12	千葉県	369	33	22	18	19	15	12	33,880
├─	東京都	1,617	74	51	42	38	35	33	159,925
13		501	21	35	16	16	17	23	48,796
14	神奈川県	38	2	1	1	0	0	3	3,760
15	新潟県	68	4	1	2	2	2	1	3,848
16	富山県		9	10	5	5	10	2	19,197
17	石川県	197	0	10	2	4	0	1	1,025
18	福井県	21	 		0	0	0	0	1,870
19	山梨県	21	1	1	0	2	0	2	5,500
20	長野県	66	2	3	1	3	0	1	2,340
21	岐阜県	29	0	1	<u> </u>	46	28	28	57,150
22	静岡県	637	34	38	36		13	10	40,239
23	愛知県	470	39	20	13	10	11	8	17,170
24	三重県	204	13	11	16		5	3	5,250
25	滋賀県	57	5	1	0	1		13	36,300
26	京都府	363	24	20	15	24	10	43	93,420
27	大阪府	992	54	59	38	33	43		239,610
28	兵庫県	2,418	206	133	146	139	112	107	
29	奈良県	60	7	6	1	3	2	3	5,777
30	和歌山県	67	5	1	5	5	5	5	5,405
31	鳥取県	38	5	0	1	0	2	2	3,620
32	島根県	14	0	1	11_	0	0	0	1,033
33	岡山県	33	1	0		1		0	2,940
34	広島県	42	4	2		2	2	0	3,082
35	山口県	39	0	11	3	2	2	3	2,405
36	徳島県	12	1	1	0	0	0	0	1,060
37	香川県	138	11	8		7	9	5	12,333
38	愛媛県	19	0	0	0	2	0	0	1,732
39	高知県	42	0	2	1	0	0	0_	3,800
40		607	57	42	49	29	27	21	59,750
41	佐賀県	47	4	5	0	2	1	1	2,940
42		49	4	4	5	3	3	1	4,425
43		159	13	10	10	8	10	7	15,570
44	 	53		3		4	0	7	3,445
45		13			+	0	0	0	1,290
46		25			1	1	. 2	3	2,370
47		346		9		4	3	3	35,164
٣	合計	10,978	740		+		418	396	1,036,273

[※]この数値は今後変動する可能性がある。

4 生活福祉資金 (総合支援資金) の貸付事務の徹底等について

事 務 連 絡 平成23年 2月23日

各都道府県生活福祉資金担当課長 殿

厚生労働省社会•援護局地域福祉課長補佐

生活福祉資金(総合支援資金)の貸付事務の徹底等について

平素より、福祉行政についてご理解を賜りますとともに、生活福祉資金貸付事業の運用についてご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、総合支援資金貸付においては、平成21年10月からの実施当初、多数の方が借入 相談に訪れたため、貸付手続きの迅速な処理に取り組んでいただいたものと思料されます。

総合支援資金貸付が創設されてから一年余り経過し、毎月の貸付決定件数がある程度の件数で推移していることから、今後は、相談時から償還終了までの継続した自立支援及び債権管理が重要になります。また、最近では失業者等を支援する公的制度を不正に利用する事例が報道されているところですが、不正利用に関する事案については、公的資金により実施している事業として厳正な対応を行うことが必要となります。 各社会福祉協議会において創意工夫され、貸付事務を行っていただいていることは承知

各社会福祉協議会において創意工夫され、貸付事務を行っていただいていることは承知 しておりますが、総合支援資金貸付の趣旨・目的を果たすため、下記の点について徹底を お願いするものであり、管下の社会福祉協議会への周知をお願いいたします。

なお、市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する平成23年度分の経費については、各都道府県からの所要見込み額のとおり交付決定を行ったところであり、下記を実施するために必要な財源措置については、緊急雇用創出基金(住まい対策)の活用が可能です。確実な実行に向けて有効活用されることを併せてお願いいたします。

記

【貸付相談時】

- ・借入申込者が作成する自立計画について、「何を、いつまでに、どの程度までにするのか」等の具体的な意思確認を行い、償還計画と併せて、必要な相談、助言支援を 行うこと。
- ・ハローワークや住宅手当実施機関及び日本司法支援センター等の関係機関との連携を 必要に応じ図ること。
- ・疑わしき事例と思われる案件については、積極的に警察等関係機関と連携を図ること。

【貸付期間中】

- 毎月の貸付金送金時に、自立に向けた取組みの状況及び生活状況について確認を行うこと。
- 借受人と定期的に面談を行い、必要な相談支援を行うこと。

【貸付終了後(自立支援)】

- ・面談を通じた自立計画の進捗状況の確認等を行うこと。
- ・社会福祉協議会としての総合相談機能の活用や他施策(貧困・困窮者の「絆」再生事業[NPO等民間支援団体による支援]等)との連携実施について検討すること。

5 高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付(教育支援 資金)の取扱いについて

社援地発0204第1号平成23年2月4日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る 生活福祉資金貸付(教育支援資金)の取扱い について

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」等に基づいて行われているところである。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであるが、平成22年2月、高等学校に在学する者が授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがある問題に対し、特例的な取扱いを行ったところである。

経済的理由による修学困難な者への支援については、教育施策により、授業料の減免や今年度からの公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度等の対応が行われているところであるが、子どもの貧困問題という面もあり、福祉的観点からの対応も必要である。

今般、厳しい経済情勢を踏まえ、下記のとおり、今年度限りとして、特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

なお、必要な世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び 私立学校主管課と連携して、本制度及び本取扱いについて、管内の社会福祉協議会、 教育委員会及び学校等関係者への周知をお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料等をやむを得ない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 遡及貸付の対象となる経費は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- (4) 貸付金額は、教育支援資金における貸付金額の限度に準ずるものとする。
- (5) この取扱いは、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等 の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱いは、あくまで特例的に遡及して貸付けを行うというものであり、 貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、卒業の時期が間近に迫って いることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮 いただきたい。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

〇調查対象:全1750市町村

〇回 答 数:全1750市町村(回収率100%)

○調査時点:平成22年7月31日現在

Ⅱ 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

【調査の概要】

〇調查対象:全47都道府県

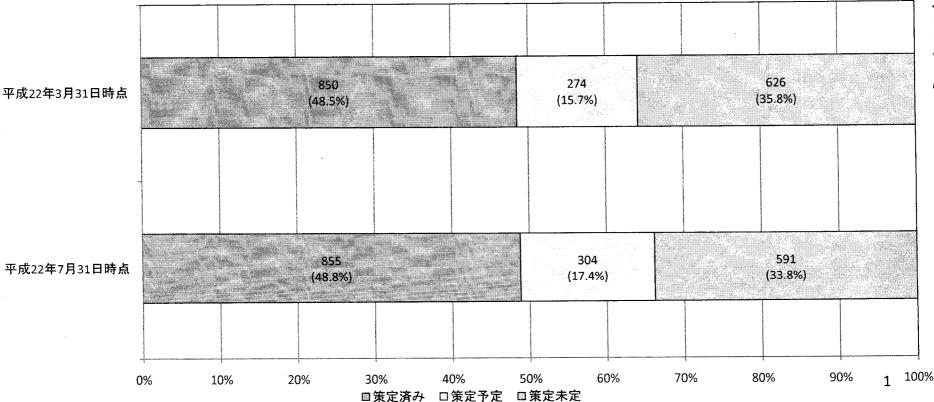
〇回 答 数:全47都道府県(回収率100%)

〇調香時点:平成22年7月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況の前回調査との比較

〇前回調査から4ヶ月間において、「策定済み」の市町村数は5か所、「策定予定」の 市町村数は 30か所増加した。

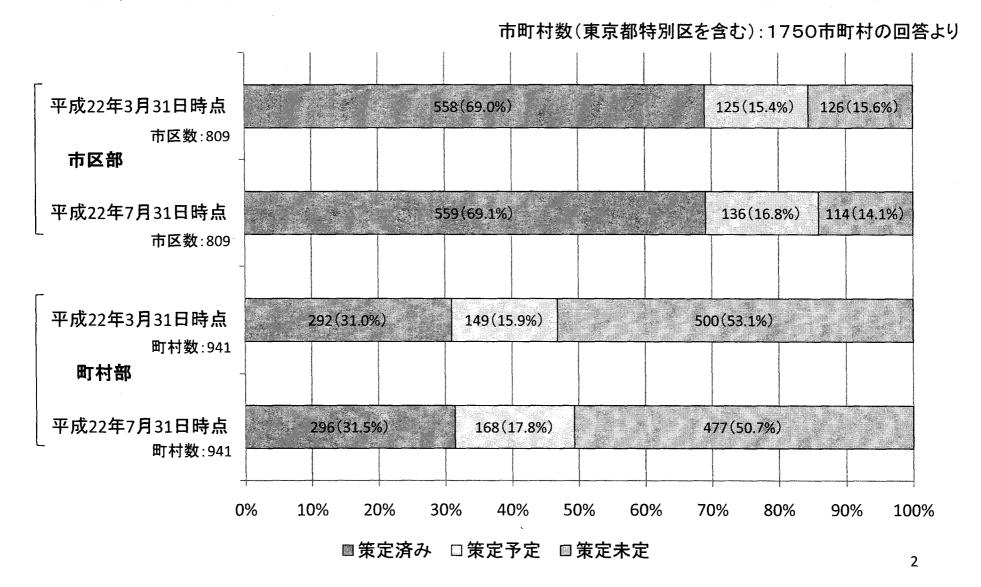
市町村数(東京都特別区を含む):1750市町村の回答より



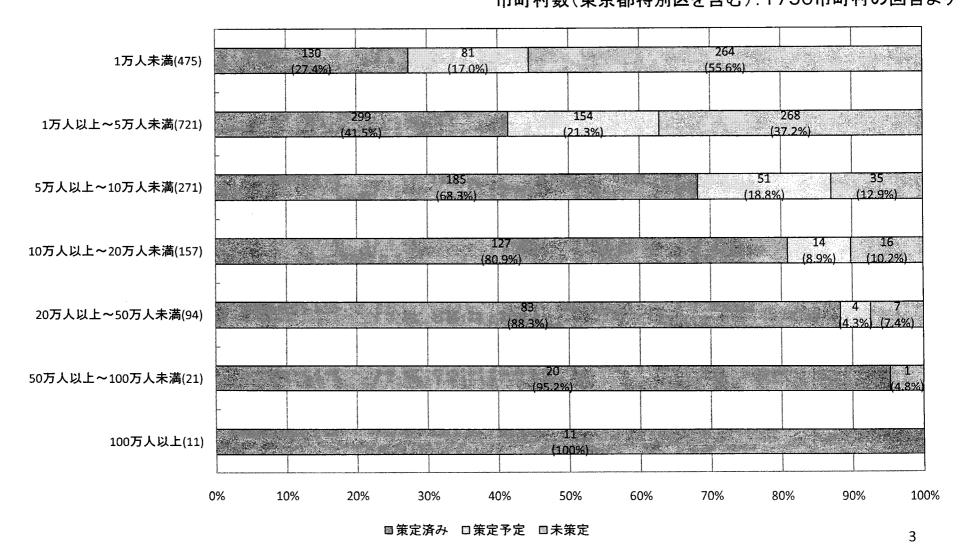
〇市区部と町村部の策定状況を比較すると、策定率に倍以上の開きがある。

32

〇町村部では、前回調査と比較すると、策定済みが4町村、策定予定が19町村増加している。



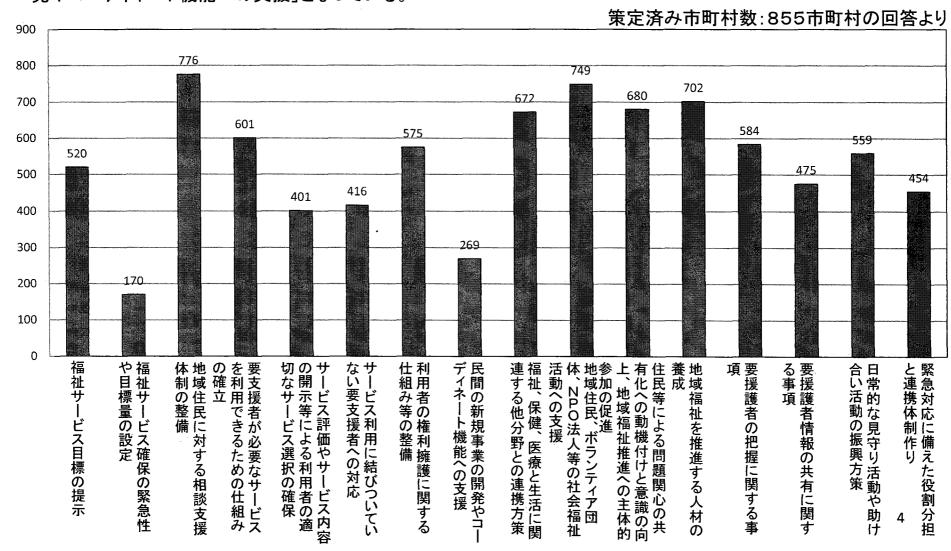
〇人口規模別に地域福祉計画の策定状況を比較すると、人口規模の大きな自治体ほど策定率が高い。 市町村数(東京都特別区を含む):1750市町村の回答より



I ─4. 市町村地域福祉計画の内容

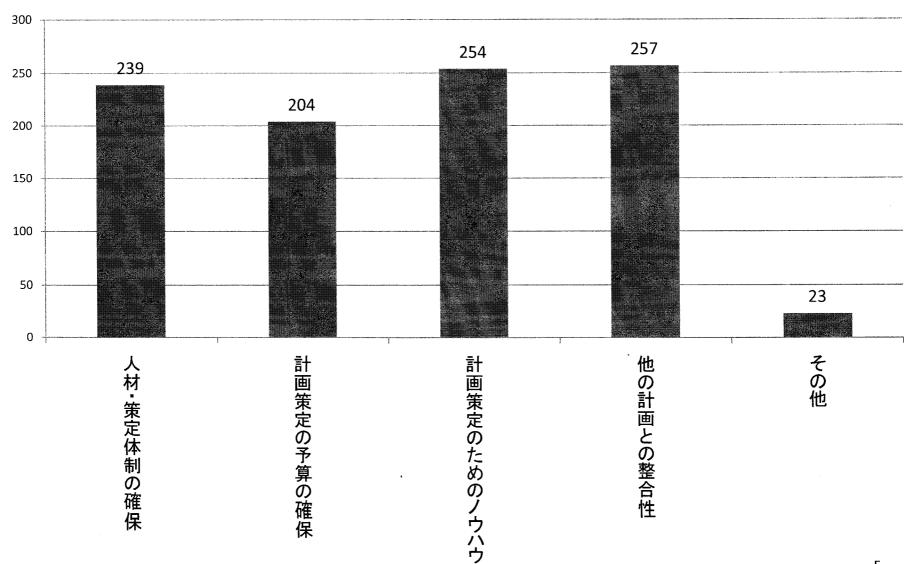
34

- 〇計画内容で最も多いのは、「地域住民に対する相談支援体制の整備」であり、次いで「地域住民、ボランティア団体、 NPO法人等の社会福祉活動の支援」、「地域福祉を推進する人材の養成」の順となっている。
- 〇計画の内容で最も少ないのは、「福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定」であり、次いで「民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援」となっている。



I-5. 策定予定市町村が計画策定のために必要としている事項(複数回答)

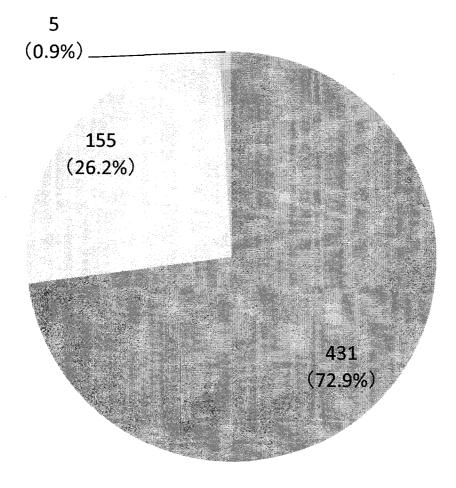
策定予定市町村数:304市町村の回答より



I-6. 策定未定市町村の策定方針

〇策定未定市町村のうち、72.9%の市町村が「策定方針はあるが、いつ取りかかるかは未定」と回答している。

策定未定市町村数:591市町村の回答より

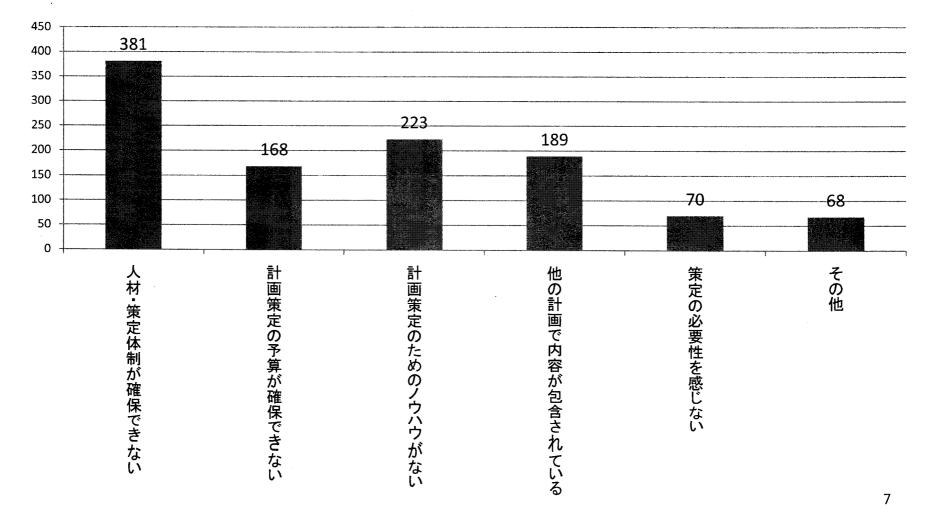


- 策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定
- ※ 策定する方針がまったくない
- 無回答

I - 7. 策定未定市町村の策定未定理由(複数回答)

〇策定未定の理由として最も多かったのは、「人材・策定体制の確保ができない」であり、次いで計画策定 のためのノウハウがない」であった。

策定未定市町村数:591市町村の回答より

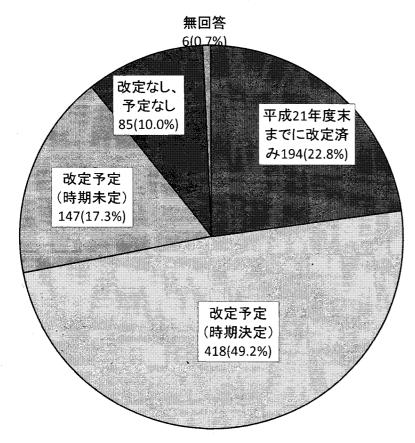


I-8. 前回調査との改定状況の比較

○改定済み市町村は、15市町村増え、24.5%に増加している。

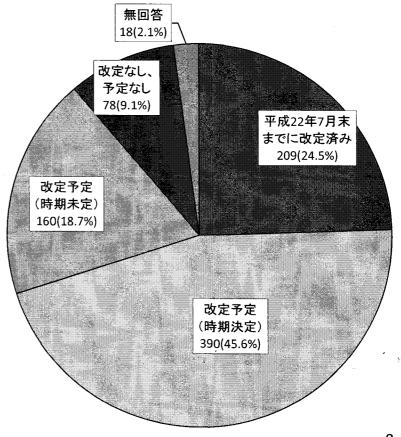
平成22年3月31日時点調査

策定済み市町村数:850市町村の回答より



平成22年7月31日時点調査

策定済み市町村数:855市町村の回答より



- 39 -

I-9. 地域福祉計画の評価等のための委員会の設置状況について

〇計画の評価等のための委員会を設置し、評価を行っている市町村は、29.2%である。

策定済み市町村数:855市町村の回答より

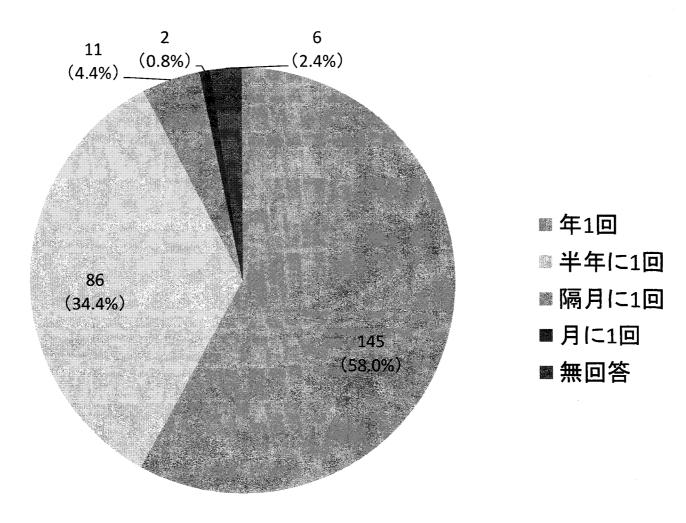
その他 109 (12.8%) 設置している 250 (29,2%)

設置していない 496 (58.0%)

I-10. 地域福祉計画の評価等のための委員会の開催頻度について

〇計画の評価等のための委員会の開催頻度は、年1回、半年に1回、隔月に1回の順となっている。

委員会設置市町村数:250市町村の回答より



I-11. 策定済み市町村と「平成の合併」の関係

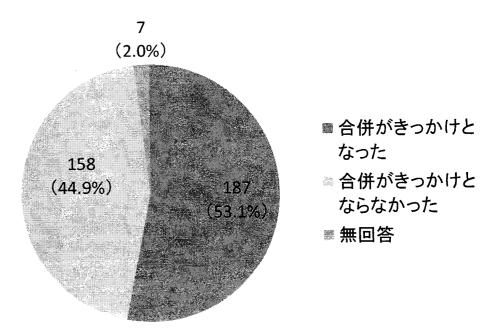
〇「平成の合併」を行った市町村の53.1%が、合併が計画策定又は見直しのきっかけとなったと回答している。

図1:「平成の合併」の実施有無

図2:「平成の合併」が計画策定及び見直しへ与えた影響

策定済み市町村数:855市町村の回答より

9 (1.0%) ● 合併を行った 合併を行わなかった ● 無回答 合併を行った策定済み市町村数:352市町村の回答より

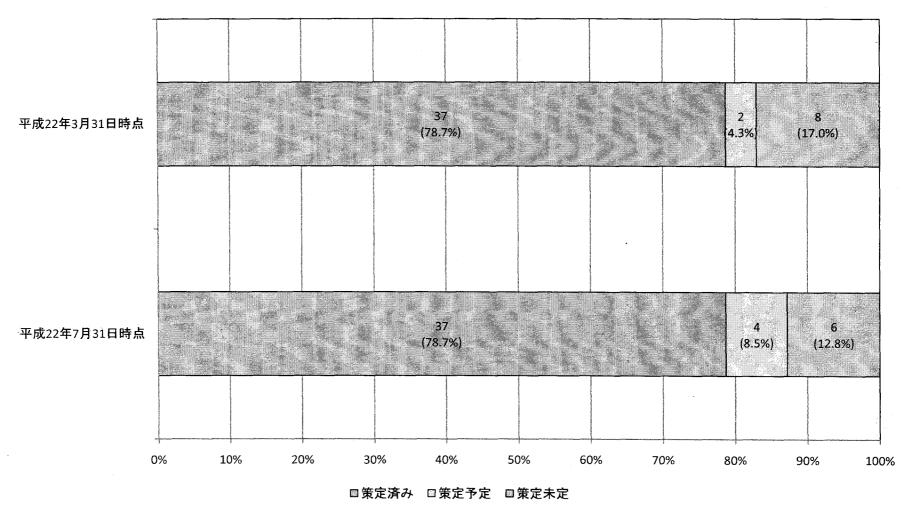


- 42 --

Ⅱ-1. 都道府県地域福祉支援計画の策定状況の前回調査との比較

〇前回調査と比較して、策定予定の都道府県数が増加している。

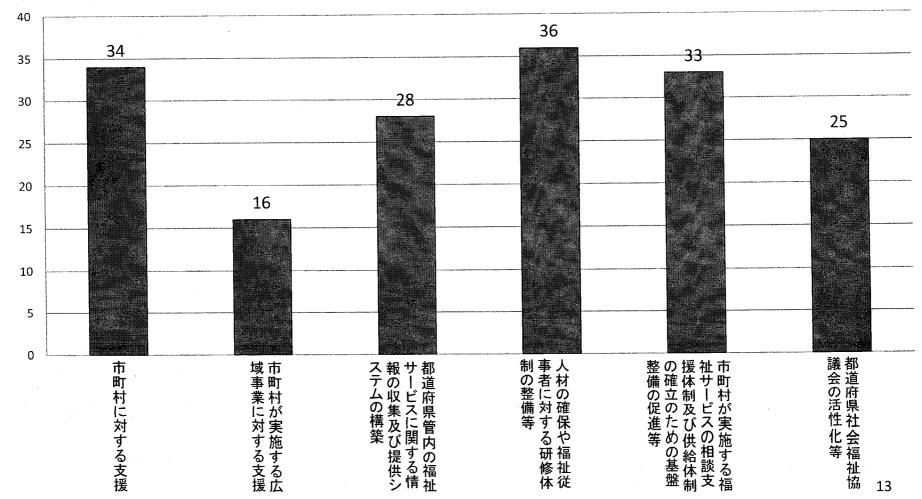
都道府県数:47の回答より



Ⅱ-2. 都道府県地域福祉支援計画の内容(複数回答)

〇計画の内容で最も多かったのは、「人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等」であり、次いで「市町村に対する支援」、「市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等」の順であった。

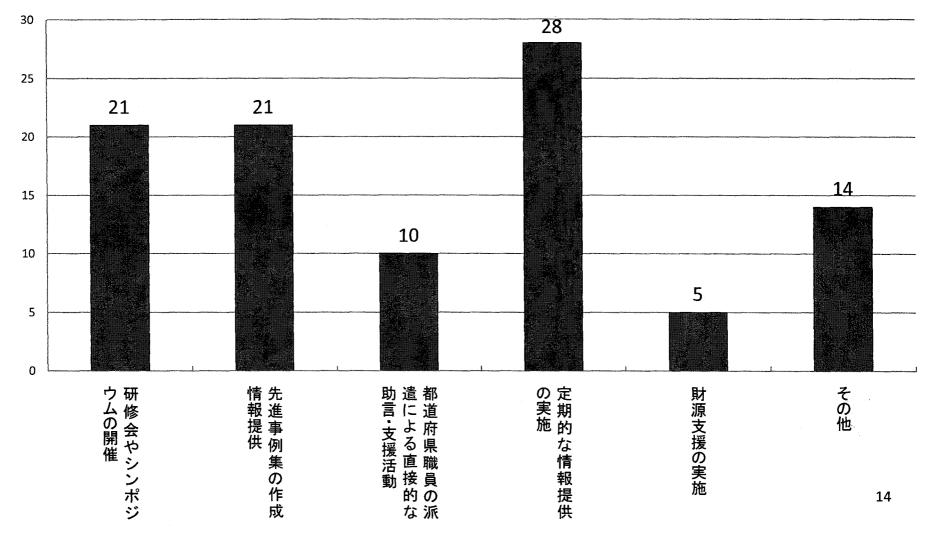
策定済み都道府県数:37の回答より



Ⅱ-3 都道府県から市町村に対する今後の支援策(複数回答)

〇都道府県から市町村に対する今後の支援策として最も多かったのは「定期的な情報提供の実施」であり、次いで「研修会やシンポジウムの開催」と「先進事例の作成、情報提供」が同数であった。

都道府県数:47の回答より



地域福祉計画策定状況等調査結果を踏まえた今後の対応について

- 〇今後は、特に小規模な自治体に対して、優良な計画の事例や策 定ノウハウの不足に対応する情報の提供を充実する。
- 〇また、高齢者等の見守りや要援護者に対する具体的な支援内容 が盛り込まれ、実行されるよう市町村の支援を行う。
- 〇このような観点から、今後、本調査により得られた情報等を踏ま えながら優良事例を抽出し、順次厚生労働省のホームページで 紹介することや、未策定の自治体等の課題解決に資する事例の 紹介などの支援を行う。

民生委員に対する個人情報の提供状況等について

【調査の概要】

〇調査対象:各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出

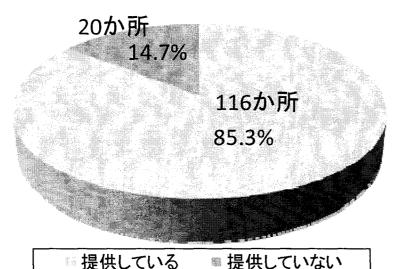
※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定

〇回答数:136市町(回収率96.5%)

○調査時点: 平成22年9月1日現在

- 〇 民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。
- 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

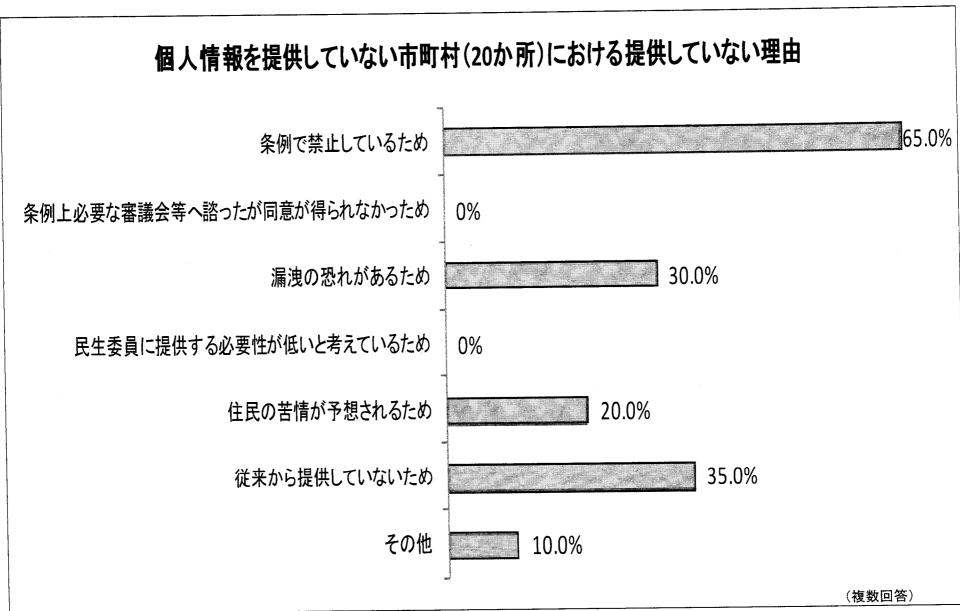
【市町村における民生委員に対する個人情報の提供状況】



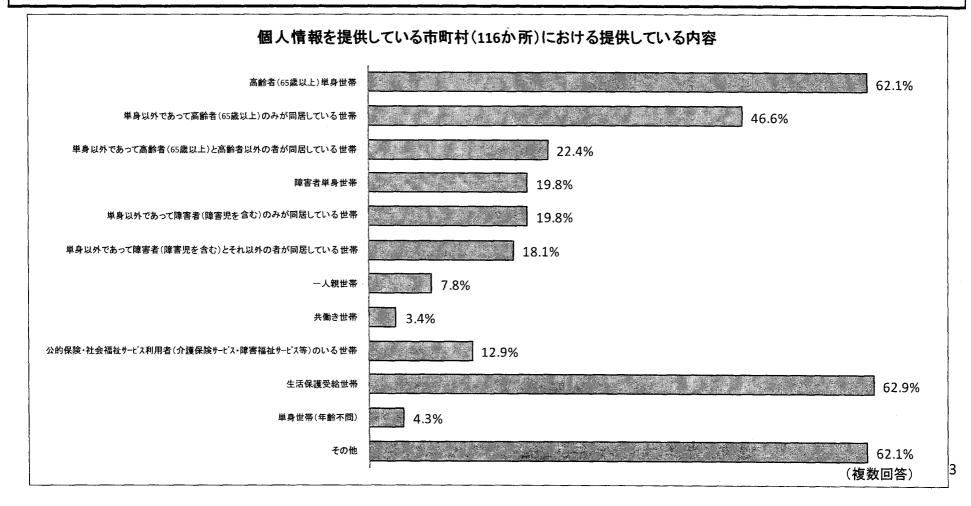
(規模別市町村数)

	提供して	いる	提供してい	ŧしていない		
①人口30万人以上市	41	93.2%	3	6.8%		
②人口30万人未满市	41	87.2%	6	12.8%		
③町村	34	75.6%	11	24.4%		
合、計	116	85.3%	20	14.7%		

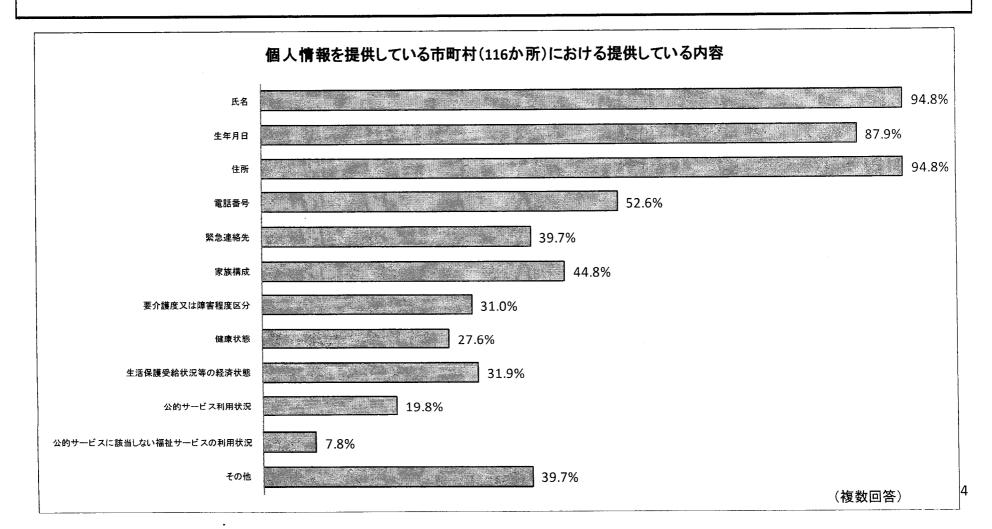
民生委員に対して個人情報を提供しない理由



- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報は62.9%、「高齢者(65歳以上)単 身世帯」の情報は62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報 は46.6%の市町村が提供している。
- 〇 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介 護度が重い者に限定しているもの等があった。



- 情報提供している市町村にあっては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要と考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保 護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- ○「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。



民生委員に対する個人情報の提供状況を踏まえた 今後の対応について

- 1 民生委員に対する個人情報の提供等に関する事例集を作成し、 自治体等に対して提供
 - 今回の調査対象市町村のうち、民生委員に何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。その中で、高齢者単身世帯であるとの情報を提供している市町村が62.1%である。すなわち、このような個人情報を提供している市町村は約半数である。
 - 個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識に対応し、今後、積極的に個人情報を 提供している好事例を収集し提供する。
- 2 個人情報の適切な取扱についての自治体に対する通知の発出
 - 〇 民生委員には守秘義務があるため、1の事例集等を踏まえて民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう要請する。
 - 民生委員の保有する個人情報が第三者に漏洩することがないよう、個人情報の適切な管理方法等に関する研修が自治体や関係団体等において強化されるよう要請する。

(注)民生委員について

民生委員は特別職の地方公務員とされており、要援助者の生活に関する相談、助言や福祉サービスの利用援助等を行う。また、無報酬であり、活動費が支給されている。現在の数は、全国に約23万人である。

8 民生委員の一斉改選の状況

平成22年度民生委員·児童委員一斉改選状況

			定数		委嘱数			欠員			充足率			
	Ī	総数		主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	
全国		233,905	212,304	21,601	228,550	207,452	21,098	▲ 5,355	4 ,852	▲ 503	97.7%	97.7%	97.7%	
	:										平成22年12月1日現在			
			 定数		委嘱数			欠員			充足率			
NO) 都道府県	6/A NF	地区担当	本作旧车委员	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	
	11 14 144	総数	7,735	757	8,387	7,639	748	▲ 105	▲ 96	▲ 9	98.8%		98.8%	
1	北海道	8,492° 2,756	2,527	229	2,669	2,447	222	▲ 87	▲ 80	<u> </u>	96.8%	96.8%	96.9%	
3	青森県	3,155	2,849	306	3,141	2,835	306	▲ 14	▲ 14	0	99.6%	99.5%	100.0%	
4	岩手県 宮城県	2,955	2,714	241	2,915	2,676	239	▲ 40	▲ 38	▲ 2	98.6%	98.6%	99.2%	
5	秋田県	2,663	2,416	247	2,581	2,342	239	▲ 82	▲ 74	▲ 8	96.9%	96.9%	96.8%	
6	山形県	2,908	2,629	279	2,833	2,566	267	▲ 75	▲ 63	▲ 12	97.4%	97.6%	95.7%	
7	福島県	3,483	3,150	333	3,462	3,131	331	▲ 21	▲ 19	▲ 2	99.4%	99.4%	99.4%	
8	茨城県	5,236	4,911	325	5,180	4,857	323	▲ 56	▲ 54	<u>▲</u> 2	98.9%	98.9%	99.4%	
9	栃木県	3,057	2,759	298	3,034	2,737	297	▲ 23		<u>▲ 1</u>	99.2%	99.2%	99.7%	
10	群馬県	3,420	3,101	319	3,376	3,062	314	▲ 44	▲ 39	▲ 5	98.7%	98.7%	98.4%	
11	埼玉県	8,856	8,194	662	8,546	7,916	630	▲ 310		▲ 32	96.5%	96.6%	95.2%	
12	千葉県	6,064	5,497	567	5,879	5,323	556	▲ 185		<u>▲ 11</u>	96.9%	96.8%	98.1%	
13	東京都	10,585	9,771	814	9,959	9,185	774	▲ 626		▲ 40	94.1%		95.1%	
14	神奈川県	3,924	3,569	355	3,784	3,441	343	▲ 140			96.4% 98.8%	96.4% 98.7%	96.6% 99.7%	
15	新潟県	3,480	3,172	308	3,437	3,130	307	▲ 43			100.0%	100.0%	100.0%	
16	富山県	1,639	1,468		1,639	1,468 1,737	171 205	0					100.0%	
17	石川県	1,942	1,737	205	1,942	1,737	136	▲ 6			99.7%	99.7%	99.3%	
18	福井県	1,813	1,676		1,807 2,515	2,266	249	▲ 10				99.6%	100.0%	
19	山梨県	2,525 4,391	2,276 4,009		4,363	3,983	380	▲ 28			99.4%		99.5%	
20 21	長野県 岐阜県	3,568	3,162		3,548	3,146	402	▲ 20			99.4%		99.0%	
22	静岡県	4,273	3,933		4,112	3,787	325	▲ 161	▲ 146			T	95.6%	
23	愛知県	5,574			5,564	5,075	489	▲ 10			99.8%	99.8%	99.8%	
24	三重県	4,091	3,758		4,010	3,680	330	▲ 81	▲ 78	▲ 3	98.0%	97.9%	99.1%	
25	滋賀県	2,576			2,480	2,261	219	▲ 96	▲ 84	▲ 12	96.3%		94.8%	
26	京都府	2,759			2,738	2,494	244	▲ 21	▲ 16	▲ 5	99.2%		98.0%	
27	大阪府	6,852		1	6,553	6,060	493	▲ 299					95.0%	
28	兵庫県	5,163		286	5,085	4,799	286	▲ 78		1			100.0%	
29	奈良県	2,245	2,030	215	2,221	2,006	215	▲ 24					100.0%	
30	和歌山県	1,967			1,949	1,798	151	▲ 18					100.0%	
31	鳥取県	1,676			1,662	1,449	213	▲ 14			99.2%		99.5% 98.2%	
32	島根県	2,277	 		2,259	1,991	268	▲ 18			99.2% 99.7%		99.6%	
33	岡山県	2,349			2,343 3,102	2,068 2,860	275 242	▲ 6 ▲ 42			98.7%		96.8%	
34	広島県	3,144			3,102	2,724	320	▲ 42 ▲ 20						
35	山口県	3,064	 	+	1,995	1,814	181	<u>▲ 20</u>	T	1	99.5%			
36	徳島県	2,006			1,332	1,185	147	A 7			99.5%			
37 38	香川県 愛媛県	1,339 2,644				2,348	296	0	-					
39	高知県	1,714			1,677	1,562	115	▲ 37						
40	福岡県	4,313				3,817	399	▲ 97		T		97.7%	98.5%	
41	佐賀県	2,118				1,888	209	▲ 21			99.0%	99.0%		
42	長崎県	2,639			2,594	2,333	261	▲ 45		7				
43	熊本県	2,729			2,699	2,473	226	_▲ 30			98.9%			
44	大分県	2,079		+		1,862	214	▲ 3						
45	宮崎県	1,868				1,645	173	▲ 50			97.3%			
46	鹿児島県	3,128			3,085	2,883	202	▲ 43						
47	沖縄県	2,322	2,138	184	1,994	1,837	157	▲ 328		T				
	小計	163,821	149,452	14,369	160,346	146,257	14,089	▲ 3,475	▲ 3,195	▲ 280	97.9%	97.9%	98.1%	

平成22年度民生委員·児童委員一斉改選状況

	都道府県		定数		委嘱数			欠員			充足率		
NO													
		総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員
48	札幌市	2,839	2,640	199	2,740	2,556	184	▲ 99	▲ 84	▲ 15	96.5%	96.8%	92.5%
49	仙台市	1,534	1,406	128	1,489	1,367	122	. ▲ 45	▲ 39	▲ 6	97.1%	97.2%	95.3%
50	さいたま市	1,351	1,250	101	1,297	1,198	99	▲ 54	▲ 52	▲ 2	96.0%	95.8%	98.0%
51	千葉市	1,467	1,315	152	1,411	1,268	143	▲ 56	▲ 47	▲ 9	96.2%	96.4%	94.1%
52	横浜市	4,548	4,029	519	4,377	3,884	493	▲ 171	▲ 145	▲ 26	96.2%	96.4%	95.0%
53	川崎市	1,668	1,557	111	1,499	1,395	104	▲ 169	▲ 162	▲ 7	89.9%	89.6%	93.7%
54	相模原市	892	839	53	858	808	50	▲ 34	▲ 31	▲ 3	96.2%	96.3%	94.3%
55	新潟市	1,375	1,224	151	1,312	1,165	147	▲ 63	▲ 59	▲ 4	95.4%	95.2%	97.4%
56	静岡市	1,177	1,055	122	1,154	1,034	120	▲ 23	▲ 21	▲ 2	98.0%	98.0%	98.4%
57	浜松市	1,318	1,210	108	1,263	1,158	105	▲ 55	▲ 52	▲ 3	95.8%	95.7%	97.2%
58	名古屋市	4,192	3,660	532	4,131	3,607	524	▲ 61	▲ 53	8	98.5%	98.6%	98.5%
59	京都市	2,728	2,323	405	2,722	2,319	403	▲ 6	▲ 4	▲ 2	99.8%	99.8%	99.5%
60	大阪市	4,207	3,587	620	4,095	3,488	607	▲ 112	▲ 99	▲ 13	97.3%	97.2%	97.9%
61	堺市	1,126	1,033	93	1,093	1,004	89	▲ 33	▲ 29	▲ 4	97.1%	97.2%	95.7%
62	神戸市	2,566	2,220	346	2,439	2,113	326	▲ 127	▲ 107	▲ 20	95.1%	95.2%	94.2%
63	岡山市	1,194	1,047	147	. 1,171	1,025	146	▲ 23	▲ 22	▲ 1	98.1%	97.9%	99.3%
64	広島市	1,952	1,752	200	1,883	1,697	186	▲ 69	▲ 55	▲ 14	96.5%	96.9%	93.0%
65	北九州市	1,530	1,268	262	1,503	1,248	255	▲ 27	▲ 20	<u> </u>	98.2%	98.4%	97.3%
66	福岡市	2,354	2,163	191	2,288	2,103	185	_ ▲ 66	▲ 60	▲ 6	97.2%	97.2%	96.9%
	小計	40,018	35,578	4,440	38,725	34,437	4,288	1,293	1,141	▲ 152	96.8%	96.8%	96.6%

NO	都道府県	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	定数		委嘱数				欠員		充足率		
		総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員	総数	地区担当	主任児童委員
67	函館市	710	652	58	706	648	58	A 4	▲ 4	_0	99.4%	99.4%	100.0%
68	旭川市	769	702	67	768	701	67	▲ 1	▲ 1	0	99.9%	99.9%	100.0%
69	青森市	658	590	68	623	559	64	▲ 35	▲ 31	▲ 4	94.7%	94.7%	94.1%
70	盛岡市	556	500	56	548	492	56	8	& 8	0	98.6%	98.4%	100.0%
71	秋田市	713	637	76	710	634	76	▲ 3	▲ 3	0	99.6%	99.5%	100.0%
72	郡山市	621	551	70	612	545	67	▲ 9	▲ 6	▲ 3	98.6%	98.9%	95.7%
73	いわき市	661	591	70	650	580	70	▲ 11	▲ 11	0	98.3%	98.1%	100.0%
74	宇都宮市	791	712	79	791	712	79	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%
75	前橋市	665	615	50	657	608	49	8	▲ 7	_ ▲ 1	98.8%	98.9%	98.0%
76	川越市	479	433	46	470	426	44	▲ 9	▲ 7	▲ 2	98.1%	98.4%	95.7%
77	船橋市	749	695	54	706	658	48	▲ 43	▲ 37	▲ 6	94.3%	94.7%	88.9%
78	柏市	516	474	42	493	454	39	▲ 23	▲ 20	▲ 3	95.5%	95.8%	92.9%
79	横須賀市	571	533	38	558	523	35	▲ 13	▲ 10	▲ 3	97.7%	98.1%	92.1%
80	富山市	877	.777	100	875	775	100	▲ 2	▲ 2	0	99.8%	99.7%	100.0%
81	金沢市	1,043	934	109	1,037	929	108	▲ 6	▲ 5	▲ 1	99.4%	99.5%	99.1%
82	長野市	857	778	79	855	776	79	▲ 2	▲ 2	0	99.8%	99.7%	100.0%
83	岐阜市	863	763	100	855	757	98	8	▲ 6	▲ 2	99.1%	99.2%	98.0%
84	豊橋市	527	455	72	527	455	72	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%
85	豊田市	549	497	52	541	489	52	▲ 8	▲ 8	0	98.5%	98.4%	100.0%
86	岡崎市	514	440	74	512	438	74	▲ 2	▲ 2	0	99.6%	99.5%	100.0%
87	大津市	613	550	63	613	550	63	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%
88	高槻市	524	483	41	461	429	32	_ ▲ 63	▲ 54	▲ 9	88.0%	88.8%	78.0%
89	東大阪市	826	772	54	803	75 <u>1</u>	52	▲ 23	▲ 21	▲ 2	97.2%	97.3%	96.3%
90	姫路市	898	841	57	889	832	57	▲ 9	▲ 9	0	99.0%	98.9%	100.0%
91	西宮市	717	675	42	661	620	41	▲ 56	▲ 55	▲ 1	92.2%	91.9%	97.6%
92	尼崎市	857	833	24	839	816	23	▲ 18	17	▲ 1	97.9%	98.0%	95.8%
93	奈良市	771	679	92	760	670	90	▲ 11	▲ 9	▲ 2	98.6%	98.7%	97.8%
94	和歌山市	731	649	82	731	649	82	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%
95	倉敷市	741	653	88	732	644	88	▲ 9	▲ 9	0	98.8%	98.6%	100.0%
96	福山市	887	818	69	876	808	68	▲ 11	▲ 10	▲ 1	98.8%	98.8%	98.6%
97	下関市	686	634	52	676	625	51	▲ 10	▲ 9	▲ 1	98.5%	98.6%	98.1%
98	高松市	845	763	82	842	760	82	3	▲ 3	0	99.6%	99.6%	100.0%
99	松山市	975	890	85	975	890	85	0	0	0	100.0%	100,0%	100.0%
100	高知市	745	689	56	704	652	52	▲ 41	▲ 37	▲ 4	94.5%	94.6%	92.9%
101	久留米市	550	483	67	545	478	67	▲ 5	▲ 5	0	99.1%	99.0%	100.0%
102	長崎市	1,012	914	98	968	880	88	▲ 44	▲ 34	▲ 10	95.7%	96.3%	89.8%
103	熊本市	1,416	1,281	135	1,351	1,229	122	▲ 65	▲ 52	▲ 13	95.4%	95.9%	90.4%
104	大分市	810	719	91	803	714	89	▲ 7	▲ 5	▲ 2	99.1%	99.3%	97.8%
105	宮崎市	732	678	54	723	669	54	▲ 9	▲ 9	0	98.8%	98.7%	100.0%
106	鹿児島市	1,041	941	100	1,033	933	100	_ ▲ 8	▲ 8	0	99.2%	99.1%	100.0%
	小計	30,066	27,274	2,792	29,479	26,758	2,721	▲ 587	▲ 516	▲ 71	98.0%	98.1%	97.5%

Ⅱ 共済事業監督上の評価項目

Ⅱ-1 経営管理

Ⅱ-1-2 主な着眼点

(1) 代表理事

①~③ (略)

④ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、 組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可 欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針 について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下II-1-2にお いて「政府指針」という。)の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を組合内 外に宣言しているか。

改正後

(2) 理事及び理事会

①~② (略)

- ③ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。<u>また、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</u>
- ④ 理事は、適時・適切な共済金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な 影響を与えることを十分認識しているか。

<u>⑤~⑥</u> (略)

- ② 理事会は、共済金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。
- <u>⑧~⑨</u> (略)
- ① 組合の常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性に ついて、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」 及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されてい るか。
- ア 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験 生協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解 し、実行するに足る知識・経験、組合の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコ ンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他当該組合の行う ことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。
- イ 十分な社会的信用
- <u>(ア)反社会的行為に関与したことがないか。</u>
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。)ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- (ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規

Ⅱ 共済事業監督上の評価項目

Ⅱ-1 経営管理

Ⅱ-1-2 主な着眼点

(1)代表理事

①~③ (略)

(新設)

(2) 理事及び理事会

①~② (略)

③ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体 における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。

現行

(新設)

<u>④</u>~<u>⑤</u> (略) (新設)

<u>⑥</u>~⑦ (略)

1

定に<u>違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の</u>刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。

- (エ) 禁錮以上の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。
- (オ)過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失(一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)によりこれを生ぜしめたことがないか。
- (カ) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- (キ)過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことが ないか。

① ~ ① (略)

(3)~(12) (略)

Ⅱ-1-3 監督手法・対応

- (1)~(6) (略)
- (7) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度ある ヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求め又は資料の提 出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認 められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき 必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、常務に従事する理事が、Ⅱ-1-2(2)⑩に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を 害する行為をしたときで、常務に従事する理事の適格性の不備にその主たる原因がある と認められるときは、生協法第94条の2第5項に基づく役員の解任を命ずることを検討 するものとする。

(注) II-1-2 (2) ⑩に掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、 各組合の理事の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程 において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例 示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するための ものではない。理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身がその責任 において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における理事個人の資質を総 合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

Ⅱ-1-3 監督手法・対応

(略)

- (1)~(6) (略)
- (7) 監督上の対応

 $(3) \sim (12)$

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度ある ヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求め又は資料の 提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると 認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべ き旨の命令を発出するものとする。

現行

Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

Ⅱ-2-1-3 経理処理

(1)~(2) (略)

(3) 再共済掛金 (再保険料) <u>又は</u>再共済金 (再保険金) の額が事後的に調整される再共済 (再保険) の取扱い

組合が共済契約を再共済掛金(再保険料)<u>又は</u>再共済金(再保険金)の額が事後的に調整される再共済<u>又は</u>再保険(規則第180条に規定する再共済又は再保険をいう。以下同じ。)に付した場合において、再共済掛金(再保険料)の追加支払<u>又は</u>再共済金(再保険金)の返戻(以下「再保険料の追加支払等」という。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われていることを含む。)されているか(当該再共済契約(再保険契約)において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)

(4)~(6) (略)

T-2-3 収益性

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(収益性改善措置)

Ⅱ-2-4 市場リスク

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

Ⅱ-2-5 流動性リスク

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる場合には、流動性準備の状況について頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95

Ⅱ-2 財務の健全性

Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

Ⅱ-2-1-3 経理処理

(1)~(2) (略)

(3) 再共済掛金 (再保険料) <u>または</u>再共済金 (再保険金) の額が事後的に調整される再共 済 (再保険) の取扱い

組合が共済契約を再共済掛金(再保険料)<u>または</u>再共済金(再保険金)の額が事後的に調整される再共済<u>または</u>再保険(規則第 180 条に規定する再共済又は再保険をいう。以下同じ。)に付した場合において、再共済掛金(再保険料)の追加支払<u>または</u>再共済金(再保険金)の返戻(以下「再保険料の追加支払等」という。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われていることを含む。)されているか(当該再共済契約(再保険契約)において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)

(4)~(6) (略)

Ⅱ-2-3 収益性

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(収益性改善措置)

Ⅱ-2-4 市場リスク

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

Ⅱ-2-5 流動性リスク

(1)~(2) (略)

(3) 監督手法・対応

流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる場合には、流動性準備の状況について頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採

条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

Ⅱ-2-6 ストレステストの実施

Ⅱ-2-6-1 意義

組合は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上<u>又は</u>財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)は重要である。組合においては、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。

(注) ストレステストは、保有するリスクに応じて、定期的に実施することが望ましい。

Ⅱ-2-7 再共済(再保険)に関するリスク管理

Ⅱ-2-7-3 監督手法・対応

- (1) (略)
- (2) 問題認識時

再共済(再保険)に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-8-2 主な着眼点

- (1) 仕組開発に係る理事の認識及び理事会等の役割
 - ①~③ (略)
 - ④ 適切な仕組開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成等についての方針を、理事会等が明確に定めているか。

(5)~⑥ (略)

- (2) 仕組開発に関与する管理者の認識及び役割
 - ① 仕組開発に関連する部門の長及び仕組開発に責任を有する理事等(以下「仕組開発関連管理者」という。)は、自ら<u>及び</u>各部門の担当者が、仕組開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。

②~④ (略)

- (3)~(4)(略)
- (5) 関連部門との連携
 - ①~⑨ (略)
 - ⑪ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく 把握すべく態勢を整備しているか。

また、平成22年4月に施行された保険法(平成20年法律第56号)においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

現 行

るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

Ⅱ-2-6 ストレステストの実施

Ⅱ-2-6-1 意義

組合は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上または財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)は重要である。組合においては、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。

(注)ストレステストは、保有するリスクに応じて、定期的に実施することが望ましい。

Ⅱ-2-7 再共済(再保険)に関するリスク管理

Ⅱ-2-7-3 監督手法・対応

- (1) (略)
- (2)問題認識時

再共済(再保険)に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-8-2 主な着眼点

- (1) 仕組開発に係る理事の認識及び理事会等の役割
 - ①~③ (略)
 - ④ 適切な仕組開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事および人材育成等についての方針を、理事会等が明確に定めているか。

⑤~⑥ (略)

- (2) 仕組開発に関与する管理者の認識及び役割
 - ① 仕組開発に関連する部門の長及び仕組開発に責任を有する理事等(以下「仕組開発 関連管理者」という。)は、自ら<u>および</u>各部門の担当者が、仕組開発に係る適切な内 部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っ ているか。

②~④ (略)

- (3)~(4) (略)
- (5) 関連部門との連携

①~⑨ (略)

⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく 把握すべく態勢を整備しているか。

また、平成22年4月に施行される保険法(平成20年法律第56号)においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

① 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「II-3-12 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)~(10)(略

Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応

仕組開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(仕組開発に係る内部管理態勢の改善措置)

Ⅱ-2-9 共済引受リスク管理態勢

Ⅱ-2-9-2 主な着眼点

- (1) リスク管理のための態勢整備
 - ① 共済引受リスク管理部門は、
 - ア 仕組開発・改廃、共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再共済 (出再保険)の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、共済募集、共済契約の引 受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等
 - イ 共済計理人の意見書等

などを検討データとして有効に活用しているか。

②~③ (略)

(2) (略)

Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応

共済引受リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、生協法第93条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(共済引受リスク管理態勢の改善措置)

Ⅱ-2-10 資産運用リスク管理態勢

Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応

資産運用リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協 法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94 条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発 出するものとする。

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-1 法令等遵守

Ⅱ-3-1-2 主な着眼点

- (1) <u>代表理事、理事及び</u>理事会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、 法令等遵守に取り組んでいるか。(「経営管理」の項目参照)
- (2)~(7) (略)

現 行

① 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「II-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)~(10)(略)

Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応

仕組開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、原因及び改善 策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、生協法第93条の3に基づき報告 を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認めら れる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令 を発出するものとする。(仕組開発に係る内部管理態勢の改善措置)

Ⅱ-2-9 共済引受リスク管理態勢

Ⅱ-2-9-2 主な着眼点

- (1) リスク管理のための態勢整備
 - ① 共済引受リスク管理部門は、
 - ア 仕組開発・改廃、共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再共済 (出再保険)の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、共済募集、共済契約の引 受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等
 - イ 共済計理人の意見書等などを検討データとして有効に活用しているか。

②~③ (略)

(2) (略)

Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応

共済引受リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、生協法第 93 条の3に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(共済引受リスク管理態勢の改善措置)

Ⅱ-2-10 資産運用リスク管理態勢

Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応

資産運用リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協 法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94 条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-1 法令等遵守

Ⅱ-3-1-2 主な着眼点

- (1) 理事会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。(「経営管理」の項目参照)
- (2)~(7) (略)

(5) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(6)標準処理期間

不祥事件等届出書に係る生協法第 93 条の3に基づく報告徴求や生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合は、当該届出書(生協法第 93 条の3に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)の受理の日から原則としておおむね1月(本省への協議を要するものはおおむね2月)以内を目途に行うものとする。

Ⅱ-3-2 共済募集態勢

Ⅱ-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立

(1)~(2) (略)

- (3) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第5号関係
 - 特別利益の提供について

組合又は共済代理店が、共済募集に関し、共済契約者又は被共済者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

- ア 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。
- イ 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、実質的に共済掛金の 割引・割戻しに該当するものとなっていないか。
- ウ 当該サービス等の提供が、共済契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

なお、生協法第10条第3項の規定に該当する組合は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(4)~(8) (略)

(9) 告知事項・告知書

- ① 平成 22 年4月に施行された保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問 応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約 者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。
- ② (略)

(10) 保険法対応

平成 22 年4月に施行され<u>た</u>保険法については、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

(11) (略)

Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応

(1)~(4) (略)

(5) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(6)標準処理期間

不祥事件等届出書に係る生協法第93条の3に基づく報告徴求や生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合は、当該届出書(生協法第93条の3に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)の受理の日から原則としておおむね1月(本省への協議を要するものはおおむね2月)以内を目途に行うものとする。

Ⅱ-3-2 共済募集態勢

Ⅱ-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立

(1)~(2)(略)

- (3) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第5号関係
 - ① 特別利益の提供について

組合又は共済代理店が、共済募集に関し、共済契約者又は被共済者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

- ア 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか
- イ 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、実質的に共済掛金の 割引・割戻しに該当するものとなっていないか
- ウ 当該サービス等の提供が、共済契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか

なお、生協法第10条第3項の規定に該当する組合は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(4)~(8) (略)

(9) 告知事項·告知書

- ① 平成 22 年4月に施行され<u>る</u>保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問 応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約 者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知 すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。
- ② (略)

(10) 保険法対応

平成 22 年4月に施行され<u>る</u>保険法については、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

(11) (略)

- 58 -

Ⅱ-3-3 共済代理店関係

Ⅱ-3-3-1 適正な共済代理店体制の確立

(1) (略)

(2) 共済代理店の教育・管理・指導

① (略

- ② 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店では組合への加入の勧誘及び加入承認は行えないことを指導しているか。
 - (注)消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店において、以下の行為は勧誘とはならない。
 - ア 任意に提出された組合員加入申込書及び出資金を組合へ取次ぐこと。
 - イ 求めに応じて組合加入手続きの説明を組合員以外の者に行うこと。
 - ウ 組合員加入申込書を当該代理店に備え置くこと又は求めに応じて組合員以 外の者に交付すること。

③~⑧ (略)

Ⅱ-3-4 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

Ⅱ-3-4-3 監督手法・対応

員外利用が判明した場合には、員外利用に至った事由及び是正計画について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-5 苦情等への対処

Ⅱ-3-5-1 意義

(1) 相談・苦情・紛争等(苦情等)対処の必要性

利用者からの相談、苦情、紛争等(苦情等)に迅速かつ適切に対応し、利用者の理解 を得ようとすることは、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り共済商品・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性はさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、組合においては、適切に苦情等に対処していく必要がある。

(2)対象範囲

組合の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。組合には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

Ⅱ-3-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ-3-5-2-1 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する 意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、共済商品・サービスへの利用者の信頼性を確 保するため重要なものである。組合は、利用者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・ 公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ-3-3 共済代理店関係

Ⅱ-3-3-1 適正な共済代理店体制の確立

(1) (略)

(2) 共済代理店の教育・管理・指導

① (略

② 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会以外の共済代理店では組合への加入手続(勧誘、取次ぎを含む。)は行えないことを指導しているか。

③~⑧ (略)

Ⅱ-3-4 保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

Ⅱ-3-4-3 監督手法・対応

員外利用が判明した場合には、員外利用に至った事由及び是正計画について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-5 苦情処理態勢等への対処

Ⅱ-3-5-1 意義

利用者からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに留まらず、苦情等の 内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り利用者の 理解と納得を得て解決することを目指したものとなっていることが必要である。

95

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1)経営陣の役割

理事会は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理 態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

- ① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とする よう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続(事務処理ミ スがあった場合等の対応も含む。)を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営 に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。
- ② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策 (マニュアル等の配布を含む。)により、内部規則等を組織内に周知・徹底をする 等の態勢を整備しているか。特に利用者からの苦情等が多発している場合には、ま ず内部規則等(苦情等対処に関するものに限らない。)の支所・支店(事務所)に 対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとして いるか。
- (3) 苦情等対処の実施態勢
 - ① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
 - ② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
 - ③ 特に、共済金等の不払いに関する苦情等については、当該不払いを決定した支払 担当部門のみで対処するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの 他の部門で適切に対処されたかどうかを検証する態勢となっているか。
 - ④ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止すると ともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
 - ⑤ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者 利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、電話、手紙、FAX、eメ ール等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、こ れら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配 慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。
 - ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか(I-3-7参照)。
 - ① 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、 組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を 整備しているか(II-4-1(2)①カ参照)。
 - ⑧ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断 固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との 連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

Ⅱ-3-5-2 主な着眼点

利用者への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。特に、

- ① 組合の相談・苦情処理態勢が確立されているか。
- ② 担当者の配置等が適正なものとなっているか。
- ③ 窓口の充実、強化を図るための措置が講じられているか。
- ④ 利用者からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む。)については、 その処理の手続きを定めているか。
- ⑤ 利用者からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む。)は、処理の <u>手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。特</u> に、共済金等の不払いに関する苦情については、当該不払いを決定した支払担当部門の みで処理するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他の部門で当該 苦情処理が適切に処理されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- ⑥ 利用者からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む。)の内容は、 処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部 監査部門に報告しているか。
- ⑦ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門 へ報告するとともに、理事会に報告しているか。
- ⑧ 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行っているか。
- ⑨ 「利用者からの苦情」の定義は明確に定められているか。

00

- ① 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な 説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒア リングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指している か。
- ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明(例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等)を行う態勢を整備しているか。
- ③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用 者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、その標準的な 手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。
- なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段は任意に選択しうるものであり、外部 機関等の紹介に当たっては、利用者の選択を不当に制約していないか留意すること とする。
- ④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該 手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応(一般的な資料の 提供や説明など利用者に対して通常行う対応等)を行う態勢を整備しているか。
- (5)情報共有・業務改善等
 - ① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告される とともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必 要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
 - ② 苦情等について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを 含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、その分析結果を活用し、継続 的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止 策に活用する態勢を整備しているか。
 - ③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能が十分 発揮されるよう態勢を整備しているか。
 - ④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置 を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見 直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。
- (6)外部機関等との関係
 - 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
 - ② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に 尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十 分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組織内で適切な検討を経る態勢を整備 しているか。

Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応

苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・組合への信頼性確保の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。行政庁としては、組合の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応

Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応

苦情処理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

じ、生協法第93条の3に基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、 生協法第94条の2に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪 質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行 政処分を検討するものとする。

なお、一般に利用者と組合との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であ り、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要が ある。

Ⅱ-3-6 利用者の保護等

Ⅱ-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ-3-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

組合は共済募集に当たって利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。 (1)~(3) (略)

Ⅱ-3-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等

 $(1) \sim (11)$

- (12)規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載│(12)規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載 した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。
 - ① 当該書面において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先が明示され
 - ② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされている か。(「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)

(略)

オ 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合 は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載され ているか。

③~⑤ (略)

 $(13) \sim (15)$ (略)

Ⅱ-3-6-2 共済金等支払管理態勢

(1) 意義 (略)

(2) 主な着眼点

1)~**3**) (略)

④ 関連部門との調整

ア〜エ (略)

オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備 されているか。

(略) (ア)

(イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互 連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテスト を実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機 能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック 及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-12 システムリスク 現 行

Ⅱ-3-6 利用者の保護等

Ⅱ-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ-3-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

組合は共済募集に当って利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。

①~③ (略)

Ⅱ-3-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等

 $(1) \sim (11)$ (略)

- した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。
 - ① 当該書面において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先を明示して
 - ② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされている か。(「II-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)

オ 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、または同一の書面とする場 合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載さ れているか。

③~⑤ (略)

 $(13) \sim (15)$

Ⅱ-3-6-2 共済金等支払管理態勢

(1)意義 (略)

(2) 主な着眼点

①~③ (略)

④ 関連部門との調整

ア~エ (略)

オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備 されているか。

(ア) (略)

(イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互 連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテスト を実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機 能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック 及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク

管理態勢」も参照すること。

カ (略)

⑤ 支払管理部門における態勢整備

ア 支払管理部門の職員は、共済金等の支払いが組合の基幹業務であることを理解・ 認識し、適切な共済金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組を不断に行う態 勢となっているか。

また、支払管理部門は、共済金等支払業務のみならず、例えば共済募集、事故連絡受付及び請求手続並びに苦情・相談への対応などを含むすべての利用者対応を踏まえた取組が必要であることに留意しているか。

イ~シ (略)

⑥~⑦ (略)

(3) 監督手法・対応

共済金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第 93 条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-7 利用者情報管理

(1) 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものである。したがって、その適切な 管理が確保されることが極めて重要であり、利用者情報の適切な取扱いが確保される必 要がある。

特に、個人利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。このため、利用者に関する情報の管理に関し、以下の点を確認するものとする。

(2) (略)

(3) 監督手法・対応

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-8 利用者等の誤認防止等

Ⅱ-3-8-1 意義

利用者等に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該組合が、その事業所を 他者の営業所と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者等に対する 弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ-3-8-2 主な着眼点

組合が、その事業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者等の誤認防止、利用者等情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

現行

管理態勢」も参照すること。

カ (略)

⑤ 支払管理部門における態勢整備

ア 支払管理部門の職員は、共済金等の支払いが組合の基幹業務<u>の一つ</u>であることを 理解・認識し、適切な共済金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組を不断に 行う態勢となっているか。

また、支払管理部門は、共済金等支払業務のみならず、例えば共済募集、事故連絡受付及び請求手続並びに苦情・相談への対応などを含むすべての利用者対応を踏まえた取組が必要であることに留意しているか。

イ~シ (略)

⑥~⑦ (略)

(3) 監督手法・対応

共済金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法 第 93 条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-7 利用者情報管理

(1) 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものである。したがって、その適切な 管理が確保されることが極めて重要であり、利用者情報の適切な取扱いが確保される必 要がある。

特に、個人利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律<u>(平成 15 年法律第57号)</u>の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。このため、利用者に関する情報の管理に関し、以下の点を確認するものとする。

(2) (略)

(3) 監督手法・対応

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第 93 条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(新設)

Ⅱ-3-9-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて 重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、 企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有 し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、利用者等 の様々な利害関係者(ステークホルダー)が被害を受けることを防止するため、反社会的 勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために は、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、 組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向け た態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済 取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケ 一スにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向け た具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大き くし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)

- (1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則
 - 組織としての対応

64

- 外部専門機関との連携
- ・ 取引を含めた一切の関係遮断
- ・ 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止
- (2) 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反 社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標 榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するととも に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目す ることが重要である。

Ⅱ-3-9-2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等 を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

- _(1)_反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を 有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り 速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うこととしているか。
 - ① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に 応じて契約書等に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となるこ とを防止すること。
 - ② いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不 適切・異例な取引を行わないこと。

(新設)

- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。
 - 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。
 - ① 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応 部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において 実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制と なっているか。
 - ② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積 され、当該情報を分析・整理したデータベースを構築する体制となっているか。ま た、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員又は会員の属性判断等を行 う際に、活用する体制となっているか。
 - ③ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- (3) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、 その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。
 - ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経 由して速やかに理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応 を行うこと。
 - ② 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談する とともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえ た対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直 ちに警察に通報を行うこと。
 - ③ あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するな ど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。
- (4) 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅱ-3-9-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて生協法第 93 条の3に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、生協法第 94 条の2に基づく業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、生協法第 94 条の2に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を 反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに 対しては、生協法第94条の2に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ-3-10 適切な表示の確保

- (1)~(2) (略)
- (3) (略)
 - ① (略)

、ア~イ (略)

②~④ (略)

- (4)表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を読むことの重要性を │(4)表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」「注意喚起情報」を読むことの重要性を喚 喚起するための表示を行うための措置を講じているか。
- (5) (略)

(1)~(3) (略)

- (6)共済商品の仕組みの説明(比較広告等を含む)に係る生協法第12条の2第3項におい て準用する保険業法第300条第1項第6号及び保険業法第300条第1項第7号について は、以下の点に留意するものとする。
 - ① 共済契約に関する表示については、「II-3-2-1 (4)」に準じて取り扱うも のとする。
 - ② 予想契約者割戻額の表示については、「Ⅱ-3-2-1 (5)」に準じて取り扱う ものとする。

Ⅱ-3-11 事務リスク管理態勢

Ⅱ-3-11-1 (略)

II - 3 - 11 - 2(略)

II-3-11-3 監督手法·対応

検査結果及び不祥事件報告等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる 場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認め られる場合には、生協法第 94 条の2に基づき業務改善命令又は生協法第 95 条に基づき必 要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢

Ⅱ-3-12-1 (略)

Ⅱ-3-12-2 主な着眼点

(1) (略)

(2)システムリスク管理態勢

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理態勢の整備 に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。 また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施 結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

- $(3) \sim (8)$ (略)
- (9)システム統合リスク
 - ① 組合の役職員は、システム統合に係るリスクについて十分認識し、そのリスク管理 態勢を整備しているか。

現行

Ⅱ-3-8 適切な表示の確保

 $(1) \sim (2)$

(3) (略)

(略)

(ア)~(イ) (略)

イ~エ (略)

- 起するための表示を行うための措置を講じているか。
- (5) (略)

ア〜ウ

- (6)共済商品の仕組みの説明(比較広告等を含む)に係る生協法第12条の2第3項におい て準用する保険業法第300条第1項第6号及び保険業法第300条第1項第7号について は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 共済契約に関する表示については、「Ⅱ-3-2(4)」に準じて取り扱うものと する。
 - イ 予想契約者割戻額の表示については、「Ⅱ-3-2(5)」に準じて取り扱うもの とする。

Ⅱ-3-9 事務リスク管理態勢

II-3-9-1 (略)

II - 3 - 9 - 2

Ⅱ-3-9-3 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件報告等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる 場合には、必要に応じて生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認め られる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命 令を発出するものとする。

Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢

Ⅱ-3-10-1 (略)

Ⅱ-3-10-2 主な着眼点

(1) (略)

(2)システムリスク管理態勢

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理体制の整備 に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。 また、システムリスク管理体制は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施 結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

- $(3) \sim (8)$
- (9)システム統合リスク
 - ① 組合の役職員は、システム統合に係るリスクについて十分認識し、そのリスク管理 体制を整備しているか。

Ⅱ-3-12-3 監督手法・対応

(1) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

- (2) (略)
- (3) 障害発生時
 - ① (略)
 - ② 必要に応じて生協法第93条の3に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-13 危機管理体制

Ⅱ-3-13-1 (略)

Ⅱ-3-13-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) (略)

Ⅱ-3-13-3 (略)

Ⅱ-3-13-4 (略)

Ⅱ-3-13-5 (略)

Ⅱ-4 その他

Ⅱ-4-2 CSRについての情報開示等

Ⅱ-4-2-1 意義

- (1) CSR(企業の社会的責任)は、一般的に、企業が多様なステークホルダーとの関係 の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組と解されており、それ を通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 組合は、メンバーシップによる相互扶助の精神に基づき事業運営が行われているが、 組合として多様なステークホルダーに対する社会的影響力があるため、組合にあっても CSRについて情報開示を行う意義がある。
- (3)組合のCSRについては、その取組はもとより、情報開示についても、本来、組合が 自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利 用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (4) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が組合を選択する際、その組合及び提供されている共済商品・サービスの 持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。 そのような観点から、組合がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかに

現行

Ⅱ-3-10-3 監督手法・対応

(1) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ生協法第93条の3に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

- (2) (略)
- (3) 障害発生時
 - ① (略)
 - ② 必要に応じて生協法第93条の3に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅱ-3-11 危機管理体制

II-3-11-1 (略)

Ⅱ-3-11-2 平時における対応

(1)対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度 等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に 関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大 な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その 適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) (略)

Ⅱ-3-11-3 (略)

Ⅱ-3-11-4 (略)

Ⅱ-3-11-5 (略)

Ⅱ-4 その他

し、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこと <u>とする。</u>

II-4-2-2 主な着眼点

組合のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、組合 の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされてい るか。

(1)目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容に ついても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホ ルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適 切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2)信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中 立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信 頼性の高いものとなっているか。

(3)分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り 分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該組合の 過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅱ-4-2-3 監督手法・対応

組合によるCSRを重視した取組やその情報開示は、組合が自己責任原則に則った経営 判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合に おいても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行ってい る場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

- (1) (略)
- (2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施すること とする。

Ⅲ-1-2 検査担当者との連携

Ⅲ-1-2-1 檢查着手前

(1)~(7) (略)

Ⅲ-1-2-2 検査担当者による検査結果通知後

- (1) (略)
- (2) 検査結果及び上記報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善 (2) 検査結果及び上記報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善

皿 組合の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点

- (1) (略)
- (2) 定期的なヒアリング

- オフサイトモニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することと する。

現行

Ⅲ−1−2 検査担当者との連携

Ⅲ-1-2-1 检查着手前

ア~キ (略)

Ⅲ-1-2-2 検査担当者による検査結果通知後

- (1) (略)

に一定の期間を要すると認められる場合には、生協法第93条の3に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該組合の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅲ-1-5 組合に関する苦情・情報提供等

Ⅲ-1-5-1 相談・苦情等を受けた場合の対応

(1)組合に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別取引に関 してあっせん等を行う立場にないことを説明する。

その上で、必要に応じ、組合及び共済関係団体の相談窓口を紹介するものとする。<u>また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が組合側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該組合側への情報提供を行うこととする。</u>

(2)組合<u>に対する監督上、</u>参考になると考えられるものについては、その内容を記録する ものとする。

Ⅲ-1-6 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ-1-6-1 照会を受ける内容の範囲

生協法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等 に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ-1-6-2 照会に対する回答方法

(1) 本監督指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

- (2) 行政庁は、生協法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける組合等その他団体(注)から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。
 - (注) その他団体とは、生協法等その執行権限を有する法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。
 - ① 本手続きの対象となる照会の範囲

本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- r 特定の事業者の個別の取引等に係るものではない一般的な法令解釈に係るものであること(m-1-6-3の法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)の利用が可能でないこと)
- イ 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ウ 組合においては、照会内容が、組合に共通する取引等に係る照会であって、他 の組合からの照会が予想される事項であること
- エ 過去に公表された通知等により明らかになっているものでないこと
- ② 照会書面 (電子的方法によるものも含む。)

現行

に一定の期間を要すると認められる場合には、生協法第93条の3に基づき次回検査まで の間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該組合の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

Ⅲ-1-5 組合に関する苦情・情報提供等

Ⅲ-1-5-1 苦情等を受けた場合の対応

(1)組合に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別取引に関して<u>仲</u> <u>裁等を行う立場にないこと及び生協法等に基づき組合の経営の健全性等を確保すること</u> が行政庁の職務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、組合および共済関係団体の相談窓口を紹介するものとする。

(2) 組合<u>の経営の健全性を確保する上で</u>参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとする。

- ア 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに関する同意
- ③ 照会窓口

照会組合を所管する行政庁とする。

- 4 回答
 - ア 行政庁は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
 - イ 回答書面には、以下の内容を付記することとする。「本回答は、照会対象法 令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法 令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例 への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断 を拘束しうるものではない。」
 - ウ 本手続きによる回答を行わない場合には、行政庁は、照会者に対し、その旨 及び理由を説明することとする。
- ⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、行政庁は、速やかに照会及び回答内容をホームページ上に掲載して、公表することとする。

- (3) (2) に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ 応接箋を作成した上で、関係部局に回覧し、担当課の各担当係に保存するものとする。
- (4) 照会者が照会事項に関し、行政庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ -1-6-3(3) に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会 者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-6-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る 具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらか じめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を 公表する制度であり、厚生労働省では、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関す る訓令(平成14年3月28日厚生労働省訓第29号)を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものである。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する行政庁とする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認 し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、 照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求 めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならな

いよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、行政庁が 本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政省令等(以

- 下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のような照会を行うものとする。
- アーその事業や取引を行うことが、法令に基づく認可等を受ける必要があるかどうか。 イ その事業や取引を行うことが、法令に基づく届出等の必要があるかどうか。
- ウ その事業や取引を行うことによって、法令に基づく不利益処分の適用の可能性が あるかどうか。
- エ その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されるこ とがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令 (条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、 下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表 されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。

- ア 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- イ 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特 定されていること。
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載され<u>ていること。</u>
- エ 上記イにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が 明確に記述されていること。

④ 回答及び公表

ア 回答

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則と して30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合に は、照会者又はその代理人に対して、遅延なく、その理由及び回答時期の見通しを 書面により通知するものとする。

(ア) 慎重な判断を要する場合

(イ) 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合。また、照 会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 回答期間に含まれないものとする。

イ 公表

行政庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから30日以内に全て ホームページに掲載して公表する。ただし、照会者が、照会書に、公表の延期を希 望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、 の理由が合理的であると認められる等の場合には、回答から30日を超えて公開する ことができる。また、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開 に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に定める不開示事由に該当しうる情報が含 まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ-2 生協法等に係る事務処理

Ⅲ-2-2 弊害防止措置

規則第 171 条に掲げる書面には、適正な共済募集を確保する観点から、以下の内容につ いての記載が含まれる必要がある。

- (1) 当該組合とその特定関係者に該当する保険会社とは別法人であること。
- (2) 当該組合が引き受ける共済契約は、当該保険会社が引き受ける保険契約ではなく、ま た保険契約者保護制度の対象となるものではないこと。
- (3) 当該組合は、その特定関係者に該当する保険会社の役職員に対して、組合が提供する 共済商品の仕組み若しくは役務に関する評価、意見等を表明し、又はその共済商品の仕 組み若しくは利点を強調すること等によって当該組合と共済契約者との間の契約の締結 を補助させることはできないこと。
- (4) 共済代理店において、組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の 特定関係者が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し又は信 用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込 みをさせる行為は、規則第18条第3号により禁止されていること。
- (5) 当該組合は、当該保険会社の顧客に関する非公開情報が当該組合が行う共済募集に利 用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該非公開情報が共済 契約の募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除 く。)とされていること。

Ⅲ-2-6 説明書類の作成・縦覧等

示

(1) 開示区分

(1)~(2) (略)

③ 貸付条件緩和債権

ア (略)

(ア) **~** (キ)

- (注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。
- (i) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。
- (ii) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等によ る信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な 採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に 同等の利回りが確保されているか否かを判定すること。
- イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息 支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対 する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下し た結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付 金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると 見込まれる場合、又は当該債務者の債務区分が正常先となった場合には、当該貸付 金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金 融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画 に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

現行

Ⅲ-2-2 弊害防止措置

規則第 171 条に掲げる書面には、適正な共済募集を確保する観点から、以下の内容につ いての記載が含まれる必要がある。

- ① 当該組合とその特定関係者に該当する保険会社とは別法人であること
- ② 当該組合が引き受ける共済契約は、当該保険会社が引き受ける保険契約ではなく、ま た保険契約者保護制度の対象となるものではないこと
- ③ 当該組合は、その特定関係者に該当する保険会社の役職員に対して、組合が提供する 共済商品の仕組み若しくは役務に関する評価、意見等を表明し、又はその共済商品の仕 組み若しくは利点を強調すること等によって当該組合と共済契約者との間の契約の締結 を補助させることはできないこと
- ④ 共済代理店において、組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の 特定関係者が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し又は信 用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込 みをさせる行為は、規則第18条第3号により禁止されていること
- ⑤ 当該組合は、当該保険会社の顧客に関する非公開情報が当該組合が行う共済募集に利 用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該非公開情報が共済 契約の募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除 く。) とされていること

Ⅲ-2-6 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-6-2 リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開│Ⅲ-2-6-2 リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開 示

(1) 開示区分

①~② (略)

③ 貸付条件緩和債権

(略)

(ア)~(キ)

- (注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。
 - (i) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること
 - (ii) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等によ る信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な 採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に 同等の利回りが確保されているか否かを判定すること
- イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息 支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対 する貸付金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果。 当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保され ていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないこと に留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った 金融支援の実施により経営再建が開始されでいる場合(注4)には、当該経営再建 計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えな

- (注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。
 - (ア)計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。
 - (イ)計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。
 - <u>(ウ)</u>計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいも のとなっていること。
- (注2) 「抜本的な」とは、<u>おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務区分が正常</u>先となることをいう。
- (注3) <u>中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画</u>については、当該計画が (注1) 及び(注2) の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実 現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4) (略)

(2) (略)

Ⅲ一3 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ-3-1 行政指導等を行う際の留意点

組合に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

- (1) 一般原則(行政手続法第32条)
 - ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されている か。例えば、以下の点に留意する。
 - ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得 ているか。
 - <u>イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわら</u> ず、行政指導を継続していないか。
 - ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
 - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、 行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を 行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否 定するものではない。
- (2) 申請に関連する行政指導(行政手続法第33条)

現行

- (注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。
 - (i) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
 - (ii) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超 える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
 - _(iii)_計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること
- (注2) 「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。
 - (i) おおむね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること
 - (ii) 計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当 該貸付金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されて いると見込まれること
- (注3) 株式会社産業再生機構が買取りを決定(株式会社産業再生機構法(平成15 年法律第27号)第25条第1項)した債権に係る債務者についての事業再生 計画(同法第22条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の 要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な 経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4) (略)

(2) (略)

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であって も、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否 の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。 例えば、以下の点に留意する。
 - <u>ア</u> 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
 - <u>イ</u> 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政 指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
 - ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提 出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。
- (3) 許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの 不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざる を得ないように仕向けてはいないか。
- (4) 行政指導の方式(行政手続法第35条)
 - ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
- イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- エ <u>個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性に</u> ついて理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか(ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。)。 ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
 - イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の 意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合 など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上 著しい支障を生じさせる場合をいう。

Ⅲ-3-2 面談等を行う際の留意点

職員が組合の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ 上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について 複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮し ているか。

Ⅲ一4 行政処分を行う際の留意点

行政庁が組合に行う主要な行政処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①生協法第94条の2に基づく業務改善命令又は生協法第95条に基づく必要措置を採るべき旨の命令、②生協法第94条の2に基づく業務停止命令、③生協法第95条に基づく業務停止命令、④生協法第95条に基づく解散命令等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。(1)生協法第93条の3に基づく報告徴求

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング(ヒアリング、不祥事件 届出書など)を通じて、組合のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢 等に問題があると認められる場合においては、生協法第93条の3に基づき、当 該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められ る事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、生協法第93条の3に基づき、追加報告を求めることとする。
- (2) 生協法第93条の3に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ
 - ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生 しておらず、かつ、組合の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応 策のフォローアップを行うこととする。
 - ② 必要があれば、生協法第 93 条の3に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。
- (3) 生協法第 94 条の 2 に基づく業務改善命令又は生協法第 95 条に基づく必要措置を 採るべき命令等
 - 上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、業務の健全性・

(4) 生協法第94条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、 当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、生協法第94条 の2第2項に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して全部又は一部の業務 の停止を命じることを検討する。

(5) 生協法第95条に基づく業務停止命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又 は公益を害する行為などに対しては、生協法第95条に基づき、全部又は一部の業務 の停止を命じることを検討する。併せて、生協法第94条の2又は生協法第95条に 基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。

(6)生協法第95条に基づく解散命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又 は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認め られる場合においては、生協法第95条に基づく解散命令を検討する。

なお、(3)から(6)の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

ア 公益侵害の程度

組合が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な仕組みを開発・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

イ 利用者被害の程度

<u>広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。</u>

ウ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の仕組みを推進し続ける行為を行うなど、組合の行為が悪質であったか。

エ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・ 継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が 行われたことがあるか。

オ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、<u>過失</u>によるものか。

カ 組織性の有無

当該行為が現場の推進担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者 も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

キ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組

織的なものであったか。

ク 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

- ② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ア 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。
 - イ 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- <u>ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能し</u>ているか。
- 工 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分に なされているか。
- ③ 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合自身が自主的に利用者保護のため に所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

- (7) 生協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告の義務の解除 生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を 採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた 取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該組合の提出 する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意 するものとする。
 - ① 生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は<u>生協法第95条に基づき</u>必要措置 を採るべき旨の命令を 発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改 善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到 来により、当該組合の報告義務は解除される。
 - ② 生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は生協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ-5 (略)

Ⅲ-5-1 (略)

Ⅲ-5-2 (略)

Ⅳ 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

- (1) (略)
- (2)保険法対応

平成22年4月に施行された保険法においては、共済契約に関する法制について、共済契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。

当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の 内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されてい

II-2-8 生協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告の義務の解除 生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出する 場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善 努力を促すため、原則として、当該組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求め ることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該組合の報告義務は解除される。

生協法第94条の2に基づき業務改善命令又は必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ-3 (略)

Ⅲ-3-1 (略)

Ⅲ-3-2 (略)

IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等

- (1) (略)
- (2)保険法対応

平成22年4月に施行され<u>る</u>保険法においては、共済契約に関する法制について、共済 契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資する ための規定の整備等がなされているところである。

当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の 内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されてい

る共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「I-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。

また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保 険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確 な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。

Ⅳ-1 審査要領

- (1)共済事業規約の設定又は変更の認可を行う場合には、次に掲げる要件(変更の認可にあっては、①及び②を除く。)に適合するか慎重に審査するものとする。
 - ① 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること。
 - ② 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - ③ 規則第 55 条又は第 56 条に規定する記載事項が共済事業規約に記載されていること。
 - ④ 共済事業規約に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ⑤ 決定手続は、生協法第40条、第41条及び第46条等に照らし適法に行われていること。
- (2) (略)

Ⅳ-1-1 保障内容

- (1)~(3) (略)
- (4)支払事由が明確なものとなっているか。
 - (注) 共済事業の種類及び共済期間等が、以下のとおりとなっていることに留意する 必要がある。
 - ① (略)
 - ② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。

また、共済期間が1年を超える長期間の共済事業を実施する組合においては、共済期間中においても基礎率を見直すことを可能とする規定を設けたり、ALMを講じるなど、長期間の共済事業に対応する共済引受リスク及び資産運用リスクの管理態勢を

現行

る共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。

また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。

Ⅳ-1 審査要領

- (1) 共済事業規約の設定又は変更の認可を行う場合には、次に掲げる要件(変更の認可に あっては、①及び②を除く。) に適合するか慎重に審査するものとする。
 - ① 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること
 - ② 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること
 - ③ 規則第55条又は第56条に規定する記載事項が共済事業規約に記載されていること
 - ④ 共済事業規約に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること
 - ア 共済契約の内容が、共済契約者<u>被共済者、共済金等を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)</u>の保護に欠けるおそれのないものであること
 - イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること
 - エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること
 - オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ⑤ 決定手続は、生協法第 40 条、第 41 条及び第 46 条等に照らし適法に行われていること
- (2) (略)

IV-1-1 保障内容

- (1)~(3) (略)
- (4) 支払事由が明確なものとなっているか。
 - (注) 共済事業の種類及び共済期間等が、以下のとおりとなっていることに留意する 必要がある。
 - ① (略)
 - ② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。

また、共済期間が1年を超える長期間の共済事業を実施する組合においては、共済期間中においても基礎率を見直すことを可能とする規定を設けたり、ALMを講じるなど、長期間の共済事業に対応する共済引受リスク及び資産運用リスクの管理態勢を

整備すること。

ア ①のアからエまでの共済事業にあっては、次に掲げる共済事業を除き、10 年以内 (年をもって共済期間の単位とする。)

(ア)~(イ) (略)

(ウ) 共済契約者から共済掛金の払込みを受け、被共済者につき一定期間内の死亡又は重度障害並びに一定期間を経過した日以後の生存、死亡又は重度障害及び傷害又は疾病による入院を共済事故とし、共済金を支払うことを約する共済事業については、共済契約の成立の日から被共済者が死亡又は重度障害となった時までとする。

イ (略)

③ (略)

Ⅳ-1-11 インターネットによる共済商品販売の取扱い

電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、共済契約の申込み その他の共済契約の締結の手続を行うものについては、共済契約の申込みをした者の本人 確認、被共済者の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他の当該手続の遂行 に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適 切な措置が講じられていること。また、以下の点に留意することとする。

- (1)確実な方法で申込者が組合員であることの確認の措置が講じられているか。なお、 被共済者の身体の状況の確認については、被共済者の身体の状況に係る告知、診査又 は同意が必要な場合に行うものとする。
- (2) 契約申込み情報その他契約に関する情報の不備及び変質(以下、この(2)において「不備等」という。)を防止するための措置並びに不備等が発生した場合にあって も、これが共済契約者等の保護に欠けることとならないようにするための措置が講じられているか。
- (3) 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用した、共済契約の申 込みその他の共済契約の締結の手続の使用が契約又は共済契約者等に係る情報の漏 出を招くことのないようにするための防護の措置が講じられているか。
- <u>(4)</u> 申込者が確実な方法で契約の申込みその他の契約関係の手続の内容、契約内容及び 重要事項を確認し、かつ、保存できるようにするための措置が講じられているか。
- (5) 当該手続を使用することが契約に関し申込者の組合との間の爾後の行為に対する制 約とならないようにするための措置が講じられているか。

Ⅳ-2-12 (略)

現行

整備すること。

ア ①のアからエまでの共済事業にあっては、次に掲げる共済事業を除き、10 年以内 (年をもって共済期間の単位とする。)

(ア)~(イ) (略)

(ウ) 共済契約者から共済掛金の払込みを受け、被共済者につき一定期間内の死亡又は重度障害並びに一定期間を経過した日以後の生存、死亡又は重度障害及び傷害又は疾病による入院を共済事故とし、共済金を支払うことを約する共済事業については、共済契約の成立の日から被共済者の年齢が80歳までとする。

イ (略)

③ (略)

(新設)

Ⅳ-2-11 (略)

改 正 後	現行
V 様式・参考資料編 V-2 その他報告等様式集 II-3- <u>12</u> -3 (3) 障害等発生報告書	V 様式・参考資料編 V-2 その他報告等様式集 II-3-10-3 (3) 障害等発生報告書
(様式II - 3 - <u>12</u> - 3 (3)) 番 号 年月日 (行政庁の長) 殿	(様式II-3-10-3(3)) 番 号 年月日 (行政庁の長) 殿
住 所 組合名 代表理事 氏名 印	住 所 組合名 代表理事 氏名 印
今般、以下のように { ①障害等が発生した ②サイバー攻撃を検知した ③サイバー攻撃の予告を受けた }	今般、以下のように
(新規·続報) 障害等発生報告書	 (新規·続報)
受付日時 年 月 日 時 分	受付日時 年 月 日 時 分
連絡者 所属: (電話番号)	連絡者 所属: (電話番号)
氏名:	
発生日時: 年 月 日 時 分 頃 状 況	
障害原因 未確認・ 確認済()	
復旧見込 日 時頃 ・ 不明	復旧見込 日 時頃 ・ 不明
復旧までの	復旧までの
影響	影響
復旧までの対応策: 対処状況 対外説明:	復旧までの対応策: 対処状況 対外説明:
事後改善策	事後改善策
(記載要領) (略)	(記載要領) (略)